

葛飾区
子ども・子育て支援事業計画

【案・最終】

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画の背景・趣旨.....	1
2. 計画の位置付け.....	2
3. 計画の期間.....	3
4. 策定体制.....	3
第2章 葛飾区の子ども・子育てを取り巻く状況.....	4
1. 葛飾区の子ども・子育てに関わる概況.....	4
(1) 総人口及び乳幼児人口の推移.....	4
(2) 出生の状況.....	5
(3) 0～5歳の推計人口.....	6
(4) 教育・保育施設等の状況.....	7
2. 子ども・子育て支援ニーズ調査の概要.....	9
(1) 調査の目的.....	9
(2) 調査の実施状況.....	9
(3) 回答結果.....	9
3. グループヒアリングの概要.....	10
(1) 調査の目的.....	10
(2) 調査の実施状況.....	10
第3章 計画の基本的な考え方.....	11
1. 計画の基本的な方向.....	11
(1) 基本理念.....	11
(2) 基本目標.....	12
2. 計画の体系.....	14
第4章 施策の展開.....	18
基本目標1：のびのび子育て！.....	18
(1) 教育・保育の提供体制の充実.....	20
(2) 在宅子育て家庭への支援.....	24
(3) 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上・充実.....	27
(4) 子育て世帯への経済的支援.....	31
基本目標2：すこやか子育て！.....	33
(1) 母子の健康づくりの推進.....	35
(2) 相談支援体制の充実.....	41
基本目標3：いきいき子育て！.....	43
(1) 仕事と子育ての両立支援.....	45
基本目標4：あんしん子育て！.....	47
(1) 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備.....	49
(2) 子どもの安全の確保.....	51
基本目標5：みんなで子育て！.....	53
(1) 確かな学力・体力向上に向けた子どもの育成.....	55
(2) 家庭・地域による子どもの育ち支援.....	59
基本目標6：つながる子育て！.....	65
(1) 児童虐待防止対策の推進.....	67
(2) 障害児支援施策の推進.....	70
(3) ひとり親家庭に対する支援の充実.....	73

第5章 子ども・子育て支援事業計画における量の見込み及び確保方策.....	74
1. 市町村子ども・子育て支援事業計画について.....	74
2. 教育・保育提供区域.....	76
(1) 教育・保育に係る区域.....	76
(2) 地域子ども・子育て支援事業に係る区域.....	76
3. 教育・保育の量の見込み及び確保方策.....	78
(1) 教育利用に係る量の見込みと確保方策.....	82
(2) 保育利用に係る量の見込みと確保方策（4区域別）.....	84
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策.....	92
5. 認定こども園の普及等に係る取組（教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保）.....	95
第6章 計画の推進体制.....	96
1. 計画の周知.....	97
2. 関係機関等との連携・協働.....	97
3. 計画の実施状況の点検・評価.....	97
4. 子ども・子育て会議.....	98
5. その他.....	98
参考資料.....	99
1. 計画の策定経過.....	100
2. 子ども・子育て会議.....	102
(1) 設置条例.....	102
(2) 委員名簿.....	103
3. 子ども・子育て支援ニーズ調査結果概要.....	104
(1) 子育て支援施設の利用希望等に関する調査結果概要.....	104
(2) 幼稚園園児保護者の就労状況等に関する調査結果概要.....	107
(3) 幼稚園における預かり保育の利用に関する調査結果概要.....	108
(4) 学童保育クラブ利用等に関する調査結果概要.....	108
4. グループヒアリング調査結果概要.....	109
5. 地域子ども子育て支援事業に関わる事業実施状況.....	113
6. 用語解説.....	114

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の背景・趣旨

これまで葛飾区では、平成14年4月に「葛飾区子育て支援推進プラン」を策定し、児童福祉はもとより、子育て支援に係る母子保健、教育、まちづくり等の施策を総合的に実施してきました。

また、平成17年4月には次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づき「葛飾区子育て支援行動計画（前期計画）」を、さらに平成22年4月には前期計画を継承した「葛飾区子育て支援行動計画（後期計画）」を策定し、保育ニーズに応えるサービス提供や施設整備を計画的に実施し、本区の子育て支援の充実と発展に取り組んでまいりました。

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき平成27年4月から開始される「子ども・子育て支援新制度」では、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足（小1の壁）、女性の社会参画を支える支援の不足（M字カーブの解消）などとあわせて、子ども・子育て支援の質の改善と量の不足という課題を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」及び「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げています。

これにより、幼児期の教育・保育・子育て支援について、共通の仕組みの下で必要な財源を確保することや、区市町村が計画的に地域の子育て基盤を整備することなど、制度の改善・充実が図られることとなりました。

また、「次世代法」が10年間延長され、職場や地域における子育てしやすい環境の整備に向け、事業主の取組支援の充実が図られることとなります。

さらに、未婚化・非婚化・晩婚化の進行や若い世代の所得の伸び悩みなど、希望しても妊娠・出産・子育てに結実しない現状が少子化をより深刻化させており、ライフステージの各段階に応じたきめ細かな支援が求められております。

こうしたことから、本区では、「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行に適切に対応し、待機児童対策をはじめとした子ども・子育てを取り巻く諸課題に積極的に取り組むとともに、認定こども園の普及促進をはじめ、幼稚園・保育所における教育・保育・子育て支援の総合的かつ一体的な提供により、本区の子どもたちの幼児期における健やかな育成を図っていくため、本計画において、平成27年4月から5年間の本区の子ども・子育て支援の取組について定めます。

2. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。

また、次世代法が改正され、法律の有効期限が 10 年間延長されたこと（平成 37 年 3 月 31 日まで）から、同法第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」にも位置付け一体的に策定するとともに、児童福祉法第 56 条の 4 の 2 の規定に基づく「市町村整備計画」を内包する計画とします。

さらに、本区の上位計画である「葛飾区基本計画」や子どもの福祉や教育に関する他の計画などとの整合を図り、調和を保った計画とします。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

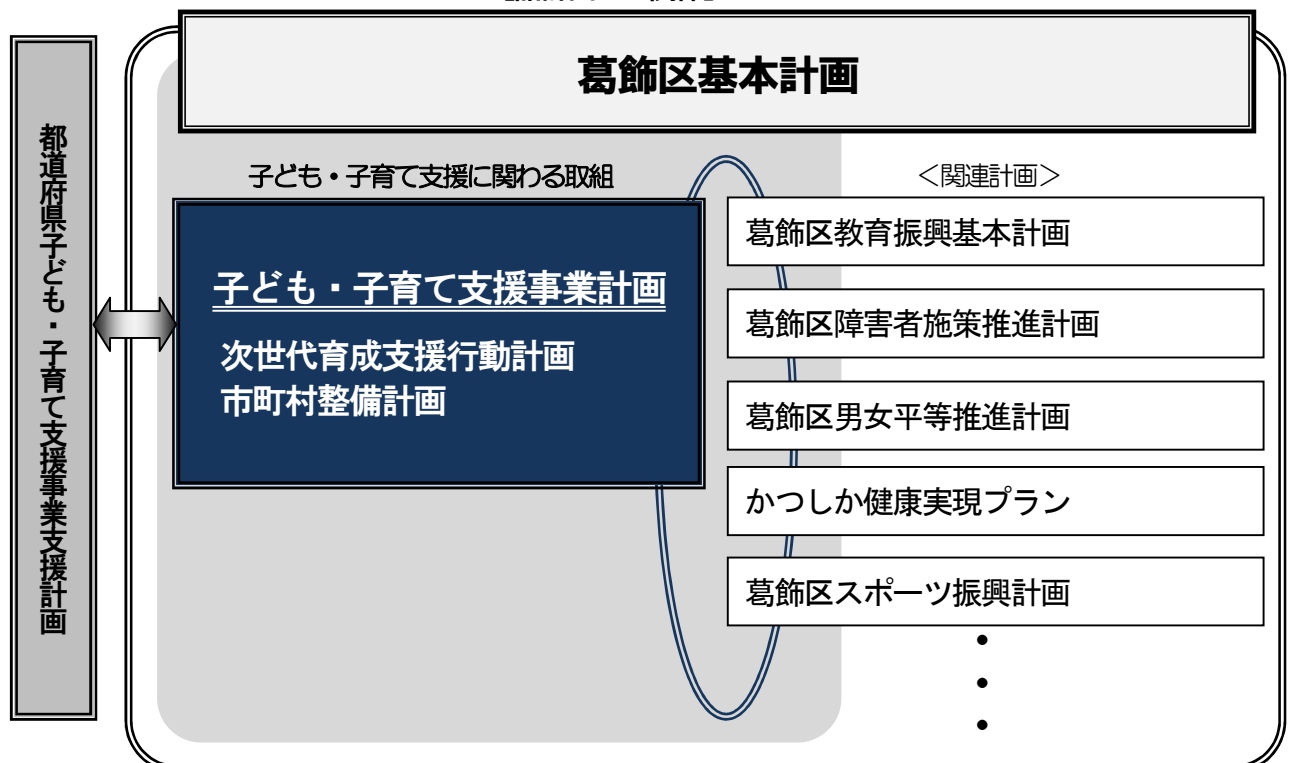
第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

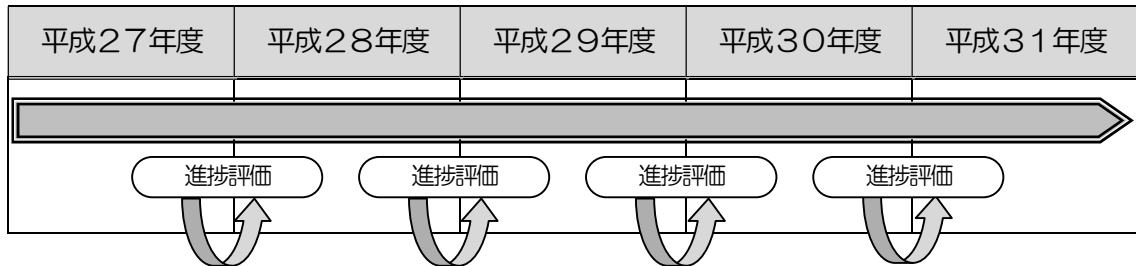
第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、(中略)その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

【諸計画との関係】



3. 計画の期間

本計画は、5年を1期とし、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

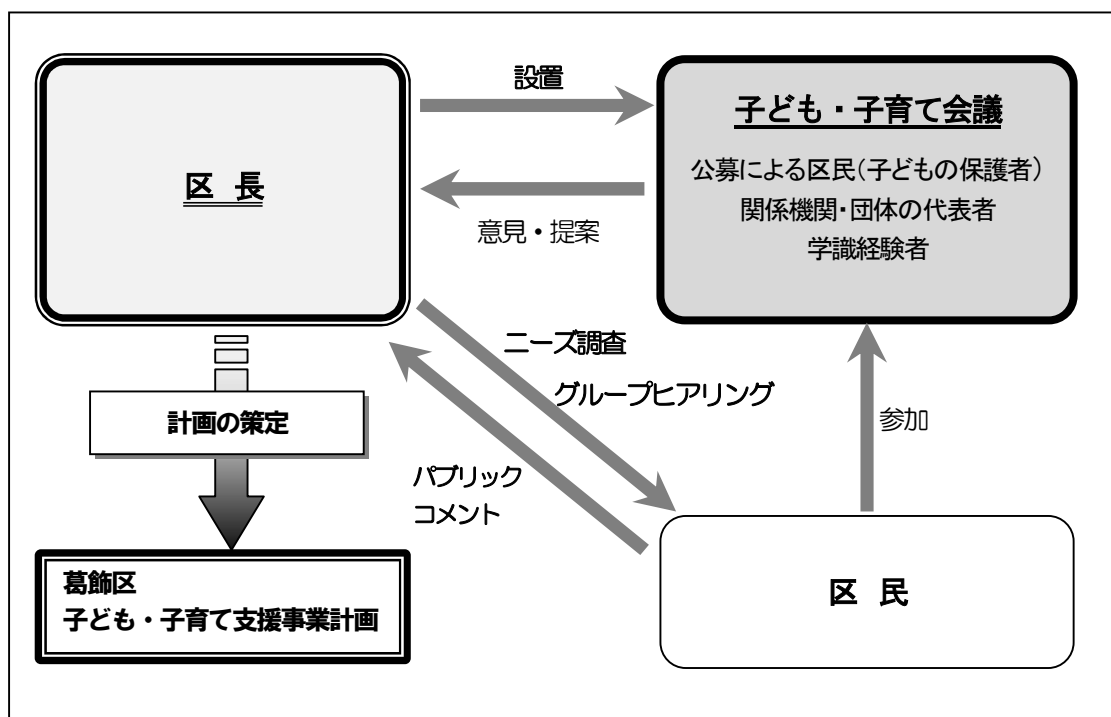


※計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて計画期間中に見直しを検討します。

4. 策定体制

本計画の策定にあたっては、区長の附属機関として、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などからなる「葛飾区子ども・子育て会議」を設置し、検討を行ったほか、区内の子育て家庭の意向を調査し、今後見込まれるニーズを把握するとともに、妊婦や発達に課題のある子どもの保護者などに対するグループヒアリングを実施し、計画策定のための参考としました。また、広く区民の意見を聴くため、平成26年10月にパブリック・コメントを実施しました。

■計画の策定体制



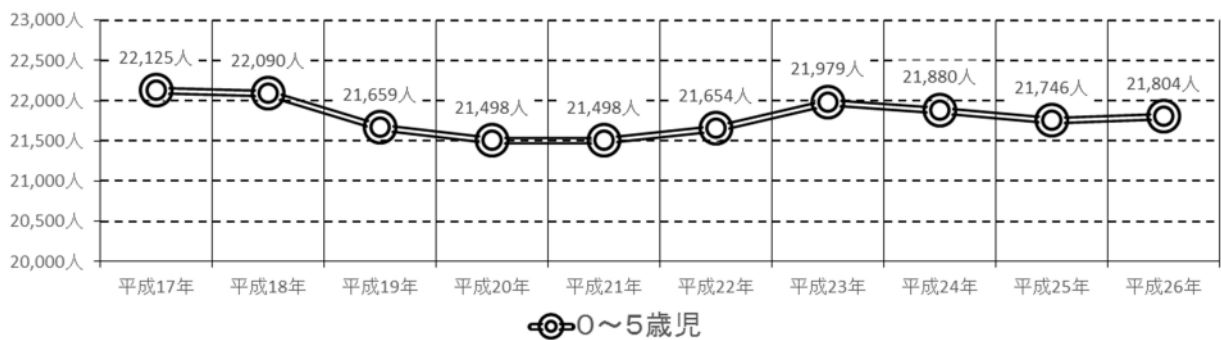
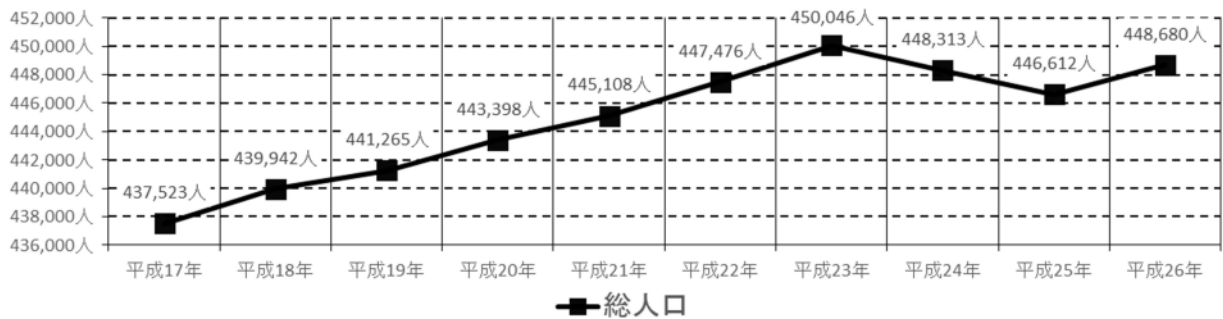
第2章 葛飾区の子ども・子育てを取り巻く状況

1. 葛飾区の子ども・子育てに関わる概況

(1) 総人口及び乳幼児人口の推移

本区の総人口は平成 23 年にかけて増加傾向にありましたが、その後やや減少に転じ、平成 26 年は 448,680 人となっています。

また、0-5 歳児人口は平成 18 年までは 2.2 万人を上回っていましたが、その後は 2.2 万人を下回る水準で推移し、平成 26 年は 21,804 人となっています。



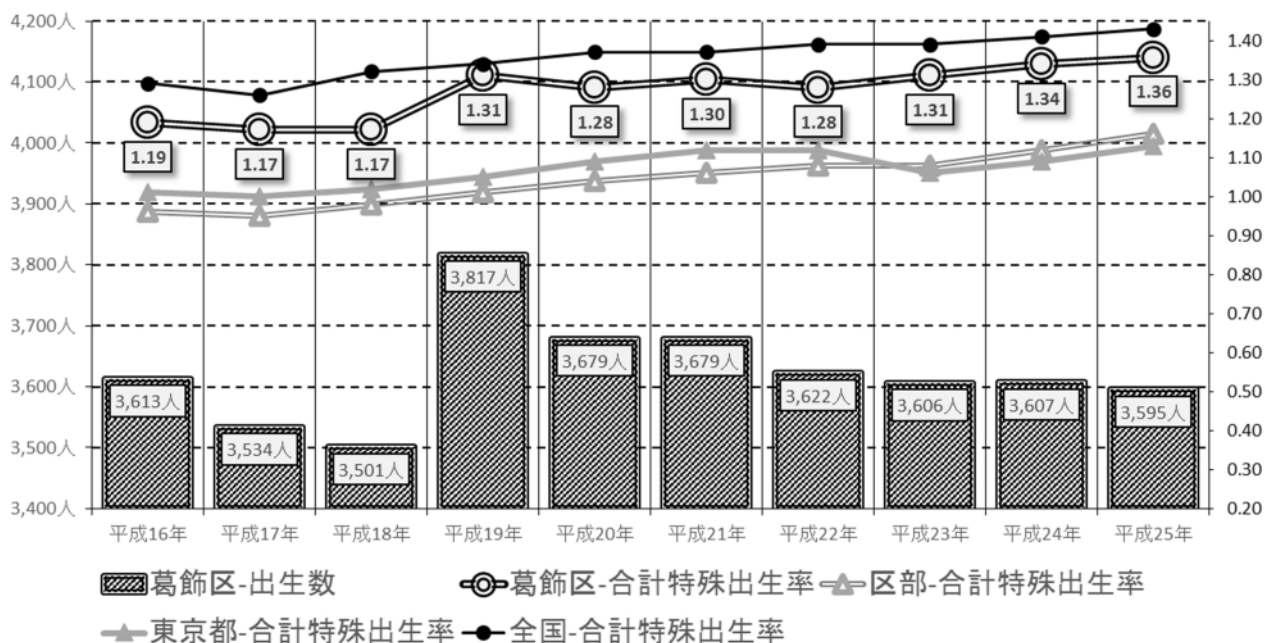
年次	総人口	乳幼児(0～5歳人口)							
		総人口に占める割合	0～5歳児の計	内訳					
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平成17年	437,523人	5.06%	22,125人	3,551人	3,760人	3,706人	3,698人	3,806人	3,604人
平成18年	439,942人	5.02%	22,090人	3,535人	3,666人	3,744人	3,671人	3,701人	3,773人
平成19年	441,265人	4.91%	21,659人	3,502人	3,526人	3,617人	3,672人	3,666人	3,676人
平成20年	443,398人	4.85%	21,498人	3,678人	3,566人	3,454人	3,560人	3,630人	3,610人
平成21年	445,108人	4.83%	21,498人	3,665人	3,721人	3,557人	3,437人	3,513人	3,605人
平成22年	447,476人	4.84%	21,654人	3,739人	3,693人	3,725人	3,563人	3,427人	3,507人
平成23年	450,046人	4.88%	21,979人	3,619人	3,858人	3,748人	3,756人	3,538人	3,460人
平成24年	448,313人	4.88%	21,880人	3,577人	3,653人	3,759人	3,670人	3,699人	3,522人
平成25年	446,612人	4.87%	21,746人	3,576人	3,599人	3,639人	3,669人	3,632人	3,631人
平成26年	448,680人	4.86%	21,804人	3,619人	3,682人	3,607人	3,624人	3,657人	3,615人

※各年4月1日現在 ※人口には外国人住民含む
資料：住民基本台帳、外国人登録（平成24年まで）

(2) 出生の状況

本区の出生数は平成16年から18年にかけてやや減少した後、平成19年には3,817人となり、再び緩やかに減少し、その後は3,600人前後の水準で推移しています。(平成25年は3,595人)

また、合計特殊出生率は東京都の水準よりも高いものの、全国平均からはやや下回っています。平成16年から平成25年までの推移をみると、年によりばらつきはあるものの、全般的には緩やかな増加傾向を示しており、平成25年は1.36となっています。(平成16年に比べると、0.17ポイントの上昇)



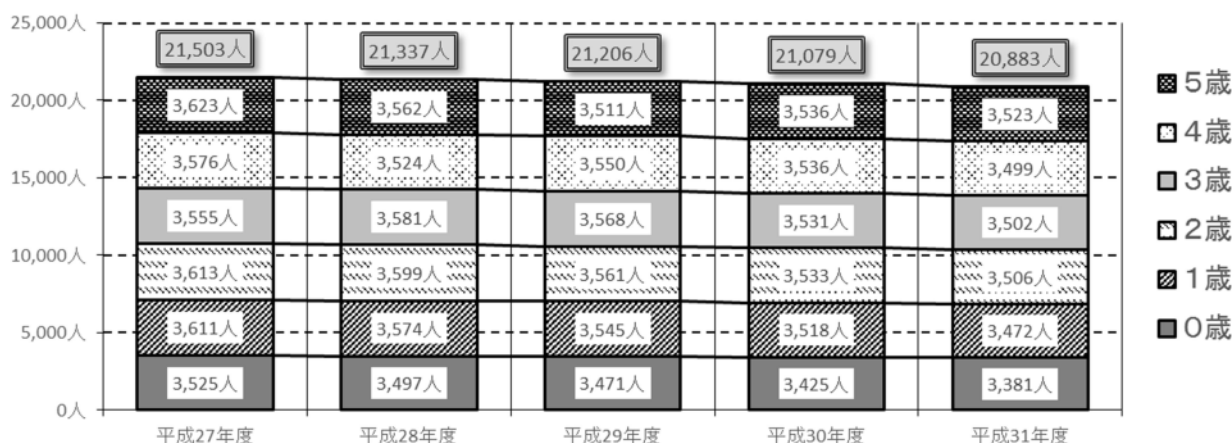
年次	出生数	合計特殊出生率			
		葛飾区	区部	東京都	全国
平成16年	3,613人	1.19	0.96	1.01	1.29
平成17年	3,534人	1.17	0.95	1.00	1.26
平成18年	3,501人	1.17	0.98	1.02	1.32
平成19年	3,817人	1.31	1.01	1.05	1.34
平成20年	3,679人	1.28	1.04	1.09	1.37
平成21年	3,679人	1.30	1.06	1.12	1.37
平成22年	3,622人	1.28	1.08	1.12	1.39
平成23年	3,606人	1.31	1.08	1.06	1.39
平成24年	3,607人	1.34	1.12	1.09	1.41
平成25年	3,595人	1.36	1.16	1.13	1.43

資料：東京都 人口動態統計
厚生労働省 人口動態統計

(3) 0～5歳の推計人口

平成27年度から平成31年度までの0～5歳の推計人口をみると、0～5歳人口の総計は平成27年度の21,503人から平成31年度には20,883人と2万人以上で推移するものと見込まれます。

各年齢層とも概ね減少傾向に推移するものと思われ、とくに0歳と1歳は平成27年度に比べると、平成31年度は140人前後減少するものと推計されています。



年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	3,525人	3,497人	3,471人	3,425人	3,381人
1歳	3,611人	3,574人	3,545人	3,518人	3,472人
2歳	3,613人	3,599人	3,561人	3,533人	3,506人
3歳	3,555人	3,581人	3,568人	3,531人	3,502人
4歳	3,576人	3,524人	3,550人	3,536人	3,499人
5歳	3,623人	3,562人	3,511人	3,536人	3,523人

※コーホート変化率法による推計

(4) 教育・保育施設等の状況

■教育・保育施設数（平成26年4月1日現在）

区内の教育・保育施設の施設数及び定員数等は以下の通りです。

幼稚園と保育所では定員数よりも在籍数が少なく、反対に認証保育所では定員数よりも在籍数の方がやや上回っています。

保育所の場合、満3歳未満では定員数以上の在籍数となっているものの、満3歳以上では在籍数が定員数を下回っています。

		合計	満3歳未満	満3歳以上	施設数
幼稚園	定員数	6,975人		6,975人	32か所
	在籍数	6,101人		6,101人	
保育所	定員数	8,839人	3,548人	5,291人	83か所
	在籍数	8,538人	3,613人	4,925人	
認定こども園	定員数	0人			(1)か所
	在籍数	0人			
家庭福祉員	定員数	95人	95人		27か所
	在籍数	93人	93人		
家庭的保育事業所	定員数	9人	9人		1か所
	在籍数	5人	5人		
認証保育所	定員数	427人	322人	105人	13か所
	在籍数	491人	322人	169人	
合計	定員数	16,345人	3,974人	12,371人	
	在籍数	15,228人	4,033人	11,195人	

※数値は、公立・私立施設の合計

※幼稚園の定員数及び在籍数は、平成26年5月1日現在

※幼稚園の在籍数は、満3歳以上児で、区外在住者を含む

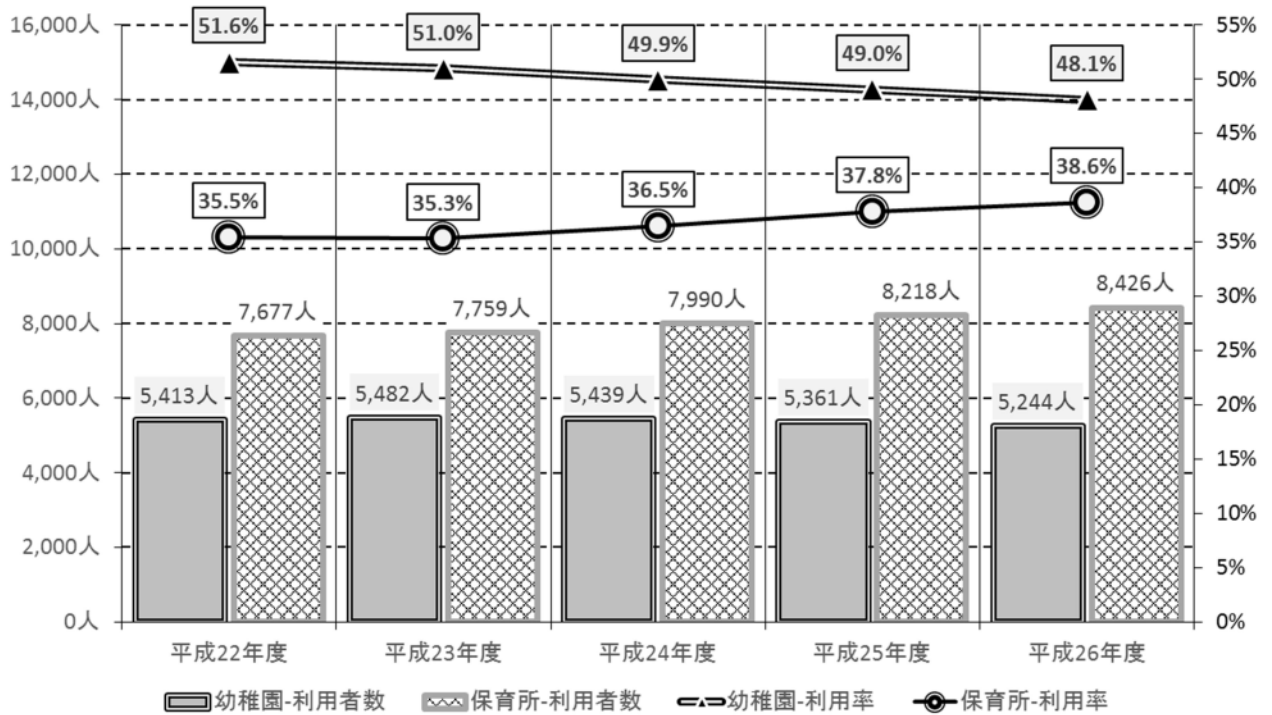
※保育所分園は、施設数には含まず、定員数及び在籍数にはそれぞれ含む

※保育所の在籍数（定員弾力化後）は、区外在住者を含む

※認定こども園の定員数・在籍数は、幼稚園・保育所それぞれに含む

■教育・保育施設の利用の推移

区内の教育・保育施設の利用の推移をみると、幼稚園の利用者数はやや減少傾向を示しているのに対して、保育所の利用者数は増加傾向を示しており、利用率も、幼稚園は平成22年度の51.6%から平成26年度には48.1%に減少し、保育所は平成22年度の35.5%から平成26年度には38.6%に増加しています。



年次	幼稚園			保育所			待機児童数
	満3～5歳児人口	利用者数	利用率	満0～5歳児人口	利用者数	利用率	
平成22年度	10,497人	5,413人	51.6%	21,654人	7,677人	35.5%	139人
平成23年度	10,754人	5,482人	51.0%	21,979人	7,759人	35.3%	145人
平成24年度	10,891人	5,439人	49.9%	21,880人	7,990人	36.5%	74人
平成25年度	10,932人	5,361人	49.0%	21,746人	8,218人	37.8%	38人
平成26年度	10,896人	5,244人	48.1%	21,804人	8,426人	38.6%	111人

【幼稚園】

※利用者数は、各年5月1日現在

※利用者数は、区内在住の満3歳以上児で、区内又は区外の幼稚園を利用している者の合計

※認定こども園を構成する幼稚園を含む

【保育所】

※利用者数は、各年4月1日現在

※利用者数は、区内在住の0～5歳児で、区内又は区外の保育所を利用している者の合計

※認定こども園を構成する保育所を含む

2. 子ども・子育て支援ニーズ調査の概要

(1) 調査の目的

本区における子どもの保護者の教育・保育・子育て支援事業の利用に関する意向や子どもとその保護者が置かれている環境その他の事情を把握した上で適切な計画策定を行うために、利用希望把握のための調査を実施しました。

(2) 調査の実施状況

調査種別	調査対象	調査方法	調査期間
①子育て支援施設の利用希望等に関する調査	区内に居住する就学前の子どもの保護者	郵送配付・郵送回収	平成25年10月28日 ～11月18日
②幼稚園園児保護者の就労状況等に関する調査	区内に所在する幼稚園に通う園児の保護者	各園で直接配付・回収	平成25年9月20日 ～10月25日
③幼稚園における預かり保育の利用に関する調査	区内に所在する私立幼稚園に通う園児の保護者	各園で直接配付・回収	平成25年9月20日 ～10月25日
④学童保育クラブ利用等に関する調査	区内の学童保育クラブに通う児童の保護者	各学童保育クラブで直接配付・回収	平成25年11月19日 ～12月3日

(3) 回答結果

調査種別	配付数	有効回答数	有効回答率
①子育て支援施設の利用希望等に関する調査	6,000人	3,618人	60.3%
②幼稚園園児保護者の就労状況等に関する調査	6,195人	4,518人	72.9%
③幼稚園における預かり保育の利用に関する調査	6,076人	4,374人	72.0%
④学童保育クラブ利用等に関する調査	1,011人	565人	55.9%

3. グループヒアリングの概要

(1) 調査の目的

妊婦や発達に課題のある子どもの保護者、それらに携わる専門支援者等に対し、アンケート調査だけでは把握しきれない課題やニーズについて聞き取りを行い、計画策定に向けた参考とするためにヒアリング調査を実施しました。

(2) 調査の実施状況

調査種別	調査対象	調査方法	調査日
①専門支援者	虐待等の相談を受けている専門支援者	グループヒアリング	平成26年3月10日
②発達に課題のある子どもの保護者	発達に課題のある子どもの保護者	グループヒアリング	平成26年3月11日
③出産を控えている妊婦	区内の産院で開催されている両親学級に参加している妊婦とその家族	グループヒアリング	平成26年4月27日
④助産師	区内の産院の助産師	グループヒアリング	平成26年4月27日

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本的な方向

(1) 基本理念

子どもの幸せを第一に考え、すべての子どもと子育て家庭に地域社会全体で寄り添い、支えることを通じて、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指していく。

「子ども・子育て支援新制度」では、区市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズを踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施することが求められています。

子ども・子育て支援法に基づく「基本指針」／次世代法に基づく「行動計画策定指針」において掲げられた計画の主なポイント

- ◆「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す
- ◆一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障する
- ◆地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整える
- ◆幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡大と質的改善を図る
- ◆妊娠・出産から子育てまで切れ目ない支援を行う
- ◆各々が協働し、それぞれの役割を果たす
- ◆次代の親の育成という視点
- ◆仕事と生活の調和の実現の視点
- ◆全ての子どもと家庭への支援の視点 など

そこで、本計画においては、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、上記の基本理念を掲げるものとします。

(2) 基本目標

「子ども・子育て支援新制度」においては、

「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」

「保育の量的拡大及び確保」

「地域における子ども・子育て支援の充実」

を推進していくものとされ、さらに、仕事と生活の調和の推進や妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援、児童虐待防止、ひとり親家庭や障害のある子どもへの支援などについても重視されています。

また、次世代法が改正され、法律の有効期限が10年間延長されました。

そこで、葛飾区子育て支援行動計画（後期計画）を継承するとともに、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえ、基本理念を実現していくために、基本目標を以下のように設定します。

基本目標 1：のびのび子育て！

教育・保育・子育て支援サービスを充実させ、安心して子育てできる環境を実現します。

基本目標 2：すこやか子育て！

妊娠・出産・子育て期を通じた親と子の心身の健康の増進を支援します。

基本目標 3：いきいき子育て！

充実した豊かな暮らしを支えるために、仕事と生活の調和を推進します。

基本目標 4：あんしん子育て！

安全・安心が保たれ、子育て家庭にやさしく住みよいまちづくりを進めます。

基本目標 5：みんなで子育て！

学校・家庭・地域が連携し、地域社会の中で子どもの成長を支えます。

基本目標 6：つながる子育て！

ひとりひとりの特性を尊重した子育てが進められるような体制を整備します。

2. 計画の体系

基本理念

子どもの幸せを第一に考え、すべての子どもと子育て家庭に地域社会全体で寄り添い、支えることを通じて、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指していく。

基本目標1：SDG5「働きがいと経済成長」

教育・子育て支援の充実と地域社会全体の活性化を実現する。

(1) 教育・保育の 提供体制の充実	拡充	1) 認可保育所・認定こども園の設置・運営	⇒p. 20
	拡充	2) 予約入園の拡大	⇒p. 20
		3) 家庭的保育事業（保育ママ）	⇒p. 20
	新規	4) 小規模保育事業	⇒p. 21
	新規	5) 事業所内保育事業	⇒p. 21
	新規	6) 居宅訪問型保育事業	⇒p. 21
	拡充	7) 時間外保育事業	⇒p. 22
	拡充	8) 病児・病後児保育事業	⇒p. 22
	新規	9) お迎え対応型近郊病児保育の実施	⇒p. 22
		10) 休日保育事業	⇒p. 23
		11) 私立幼稚園の2歳児受入れの実施	⇒p. 23
		12) 私立幼稚園の預かり保育事業	⇒p. 23
		拡充	13) 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）
(2) 在宅子育て家庭への 支援	拡充	1) 一時預かり事業	⇒p. 24
	拡充	2) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	⇒p. 24
		3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	⇒p. 25
		4) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）	⇒p. 25
	拡充	5) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）	⇒p. 26
		6) 緊急一時保育事業	⇒p. 26
(3) 教育・保育・ 子育て支援サービス の質の向上・充実	新規	1) 保育士の確保に向けた総合的な取組	⇒p. 27
	新規	2) 民有地マッチング事業	⇒p. 27
	新規	3) 認証保育所認可化移行支援事業	⇒p. 27
	新規	4) 私立学童保育クラブの人材確保等支援事業	⇒p. 27
		5) 学童保育クラブの開所時間の延長	⇒p. 28
	新規	6) 放課後子ども総合プランの推進	⇒p. 28
	新規	7) 子育て支援情報の適切な提供	⇒p. 29
	新規	8) 子育て支援に関するアンケートの実施	⇒p. 29
	新規	9) 利用者支援事業	⇒p. 29
	新規	10) 多様な主体の参入促進事業	⇒p. 30
	新規	11) 子育て支援員（仮称）の活用	⇒p. 30
		12) 福祉サービス第三者評価事業の推進	⇒p. 30
(4) 子育て世帯への 経済的支援		1) 多子世帯に対する経済的負担軽減の充実(保育料の減免等)	⇒p. 31
	新規	2) みなし寡婦控除	⇒p. 31
		3) 私立幼稚園等園児保護者に対する補助金	⇒p. 31
		4) 認証保育所の保育料保護者負担軽減	⇒p. 32
		5) 児童手当等事業	⇒p. 32
	新規	6) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	⇒p. 32

新規：葛飾区子育て支援行動計画（後期計画）開始後（平成22年度以降）の新規事業
拡充：本計画開始後（平成27年度以降）の拡充事業（新規事業を除く）

基本目標2：「はつむか子育て」

汗流・土曜・子育て期を通じた親子の心身の健康の増進を支援する。

(1) 母子の健康づくりの推進

- 1) 妊婦健康診査事業 ⇒p. 35
- 2) 歯科健康教育 ⇒p. 35
- 3) 特定不妊治療費の助成 ⇒p. 35
- 4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんこちは赤ちゃん訪問事業） ⇒p. 36
- 5) 乳幼児健診 ⇒p. 36
- 6) 親と子の心の健康づくり ⇒p. 36
- 拡充 7) 母親学級・パパママ学級 ⇒p. 37
- 8) 育児グループの育成・支援 ⇒p. 37
- 9) 疾病の早期発見・早期対応 ⇒p. 37
- 10) はしかの予防対策 ⇒p. 38
- 11) 結核の予防接種 ⇒p. 38
- 12) アレルギー相談の実施 ⇒p. 38
- 13) アレルギー性疾患に関する知識の普及啓発 ⇒p. 38
- 14) 栄養教育の実施 ⇒p. 39
- 15) 親と子の食育推進事業 ⇒p. 39
- 16) すくすく歯育て支援事業 ⇒p. 39
- 17) 母親健康診査 ⇒p. 40
- 18) 子ども医療費助成の実施 ⇒p. 40
- 19) 入院助産 ⇒p. 40
- 20) 小児初期救急平日夜間診療事業 ⇒p. 40

(2) 相談支援体制の充実

- 1) 子どもと親に対する相談・支援の実施 ⇒p. 41
- 新規 2) 就学前の子どもの発達相談 ⇒p. 41
- 新規 3) 特定妊婦電話相談事業 ⇒p. 41
- 新規 4) 児童虐待通報電話受付事業 ⇒p. 41
- 拡充 5) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）（再掲） ⇒p. 42
- 6) 乳児家庭全戸訪問事業（こんこちは赤ちゃん訪問事業）（再掲） ⇒p. 42
- 7) 悩みごと相談の実施 ⇒p. 42

基本目標3：「いきいき子育て」

充実した豊かな暮らしを支えるために、仕事と生活の調和を推進する。

(1) 仕事と子育ての両立支援

- 1) 企業向けセミナー ⇒p. 45
- 2) ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発 ⇒p. 45
- 3) ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会 ⇒p. 45
- 新規 4) ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業 ⇒p. 45
- 5) 事業所向け啓発誌の発行 ⇒p. 46
- 6) 企業企画講座の開催支援 ⇒p. 46
- 7) 男性の家庭生活参画促進に関する普及・啓発とネットワークづくり支援 ⇒p. 46
- 8) 再就職講座 ⇒p. 46

新規：葛飾区子育て支援行動計画（後期計画）開始後（平成22年度以降）の新規事業
 拡充：本計画開始後（平成27年度以降）の拡充事業（新規事業を除く）

基本目標4：「あじふまちづくり」

安全・安心が保たれ、子育て家庭が暮らしやすいまちづくりを進めます。

(1)
子育て家庭が暮らしやすい環境の整備

- 拡充 1) 赤ちゃんの駅事業 ⇒p. 49
- 新規 2) 子育て支援施設の拠点整備 ⇒p. 49
- 3) 遊びや生活を通じた子どもの健全育成 ⇒p. 49
- 4) 特定交通安全施設整備事業(あんしん歩行エリア整備事業) ⇒p. 49
- 5) 歩道勾配改善事業 ⇒p. 50
- 6) 「だれでもトイレ」の設置 ⇒p. 50
- 7) 乳幼児の利用に配慮した遊び場づくり ⇒p. 50

(2)
子どもの安全の確保

- 1) 地域安全活動支援事業(安全安心情報メール) ⇒p. 51
- 2) 交通安全運動の推進 ⇒p. 51
- 3) 安心・安全な公園づくり ⇒p. 51
- 4) 公園の安全点検 ⇒p. 52
- 5) 子どもを犯罪から守るまちづくり活動支援 ⇒p. 52

基本目標5：「みんなのまちづくり」

学校・家庭・地域が連携し、地域社会の中で子どもが成長できるまちづくりを進めます。

(1)
確かな学力・体力向上に向けた子どもの育成

- 新規 1) 葛飾学力伸び伸びプランの推進 ⇒p. 55
- 2) こども体力向上プロジェクトの推進 ⇒p. 55
- 3) 特色ある学校づくり推進 ⇒p. 55
- 4) 学校図書館の支援 ⇒p. 56
- 5) 教職員の資質・能力の向上 ⇒p. 56
- 新規 6) 葛飾スタンダードの策定・推進 ⇒p. 56
- 拡充 7) 学校ICT環境の整備 ⇒p. 57
- 8) いじめ・不登校への対応 ⇒p. 57
- 新規 9) 幼保小の連携推進 ⇒p. 57
- 新規 10) 学校施設の改築・改修 ⇒p. 58
- 新規 11) 理数教育の充実 ⇒p. 58
- 新規 12) 特別支援教育の充実 ⇒p. 58

(2)
家庭・地域による子どもの育ち支援

- 1) 乳幼児とのふれあい体験事業 ⇒p. 59
- 2) 家庭教育関連事業 ⇒p. 59
- 新規 3) 家庭教育講座 ⇒p. 59
- 4) 部活動の充実 ⇒p. 60
- 5) 早寝・早起き、朝ごはんの推進 ⇒p. 60
- 6) 地域の子ども会活動の充実 ⇒p. 60
- 7) 青少年の地域参画の推進 ⇒p. 60
- 8) 青少年対象事業 ⇒p. 61
- 9) 図書館のヤングアダルトコーナーの充実 ⇒p. 61
- 10) 職場体験の実施 ⇒p. 61
- 拡充 11) 学校地域応援団 ⇒p. 61
- 12) 放課後子ども事業(わくわくチャレンジ広場) ⇒p. 62
- 13) 子ども食育クッキング ⇒p. 62
- 拡充 14) かつしか地域スポーツクラブを中心としたスポーツ環境整備 ⇒p. 63
- 15) かつしか区民大学 ⇒p. 63
- 16) 地域の子育てボランティア等の活用 ⇒p. 63
- 新規 17) 子育て支援ボランティア派遣事業 ⇒p. 63
- 18) ブックスタート事業 ⇒p. 64
- 新規 19) セカンドブックスタート事業 ⇒p. 64
- 20) 産業教育の充実 ⇒p. 64

新規：葛飾区子育て支援行動計画(後期計画)開始後(平成22年度以降)の新規事業
 拡充：本計画開始後(平成27年度以降)の拡充事業(新規事業を除く)

(1)
児童虐待防止対策の
推進

- 1) 養育支援訪問事業（育児支援訪問事業） ⇒p. 67
- 2) 要保護児童対策地域協議会 ⇒p. 67
- 新規** 3) 要支援児童一時預かり事業 ⇒p. 67
- 4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）（再掲） ⇒p. 68
- 5) 子どもと親に対する相談・支援の実施（再掲） ⇒p. 68
- 新規** 6) 特定妊婦電話相談事業（再掲） ⇒p. 68
- 新規** 7) 児童虐待通報電話受付事業（再掲） ⇒p. 68
- 新規** 8) 子育て支援ボランティア派遣事業（再掲） ⇒p. 69
- 拡充** 9) 配偶者暴力防止事業 ⇒p. 69

(2)
障害児支援施策の
推進

- 1) 保育所・学童保育クラブにおける障害児の受け入れ ⇒p. 70
- 新規** 2) (仮称) 5歳児健康診査事業 ⇒p. 70
- 新規** 3) 就学前の子どもの発達相談（再掲） ⇒p. 70
- 4) 障害乳幼児療育施設利用者の保護者負担軽減 ⇒p. 70
- 新規** 5) 障害児通所給付(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援) ⇒p. 71
- 新規** 6) 障害児に関するサービス利用計画作成 ⇒p. 71
- 新規** 7) 児童発達支援センターの整備支援 ⇒p. 71
- 拡充** 8) 子ども発達センター事業 ⇒p. 71
- 新規** 9) 保育所等訪問支援事業 ⇒p. 72
- 新規** 10) 特別支援教育の充実（再掲） ⇒p. 72

(3)
ひとり親家庭に
対する支援の充実

- 拡充** 1) ひとり親家庭の総合支援の実施 ⇒p. 73
- 2) ひとり親家庭等医療費助成 ⇒p. 73
- 新規** 3) みなし寡婦空除（再掲） ⇒p. 73
- 4) ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業 ⇒p. 73

新規：葛飾区子育て支援行動計画（後期計画）開始後（平成22年度以降）の新規事業
拡充：本計画開始後（平成27年度以降）の拡充事業（新規事業を除く）

第4章 施策の展開

基本目標1：のびのび子育て！

教育・保育・子育て支援サービスを充実させ、安心して子育てできる環境を実現します。

本区では、葛飾区子育て支援推進プラン、葛飾区子育て支援行動計画（前期計画）、葛飾区子育て支援行動計画（後期計画）により、計画的かつ着実に保育サービスの提供体制の整備を行ってきました。

しかしながら、保育所の整備をはじめとしたこれまでの量的拡大の取組を上回る需要の増加により、依然として待機児童が発生しております。

そこで、平成25年度からスタートした葛飾区基本計画では、待機児童0（ゼロ）を目指し、今後10年で保育所の定員を約1,000人分増加することとしています。

こうした状況の中、「子ども・子育て支援新制度」が創設され、平成27年4月から本格実施されます。区市町村は、この新たな制度の実施主体として、家庭や子どもの状況に応じ、妊娠・出産から子育てまで切れ目ない支援を行うこととされています。

とりわけ、核家族化の進展や労働環境の変化などにより、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題など、子ども・子育て支援の量的な拡大と質の改善が喫緊の課題となっており、本区としても「待機児童解消加速化プラン」の目標年次である平成29年度末までに待機児童解消を目指す必要があります。

子ども・子育て支援ニーズ調査の結果でも、潜在的な保育サービスの利用希望などから、今後も保育需要は増加していくことが見込まれます。

これに伴い、延長保育や病児保育など多様な保育需要に対応するとともに、在宅での子育て支援の充実、多様な子育て支援のメニューを必要な家庭に適切に届けるための利用者支援の強化が求められております。

そのため、ニーズ調査の結果を適切に踏まえた教育・保育・子育て支援の総合的な提供体制を確保し、本区の子ども・子育て支援のより一層の充実を図り、安心して子育てできる環境を実現していきます。

新規：葛飾区子育て支援行動計画（後期計画）開始後（平成22年度以降）の新規事業
拡充：本計画開始後（平成27年度以降）の拡充事業（新規事業を除く）

■事業の体系

基本目標1：のびのび子育て！

教育・保育・子育て支援サービスを充実させ、安心して子育てできる環境を実現します。

（1）教育・保育の提供体制の充実

- 拡充 1) 認可保育所・認定こども園の設置・運営
- 拡充 2) 予約入園の拡大
- 3) 家庭的保育事業（保育ママ）
- 新規 4) 小規模保育事業
- 新規 5) 事業所内保育事業
- 新規 6) 居宅訪問型保育事業
- 拡充 7) 時間外保育事業
- 拡充 8) 病児・病後児保育事業
- 新規 9) お迎え対応型駅近郊病児保育の実施
- 10) 休日保育事業
- 11) 私立幼稚園の2歳児受入れの実施
- 12) 私立幼稚園の預かり保育事業
- 拡充 13) 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）

（2）在宅子育て家庭への支援

- 拡充 1) 一時預かり事業
- 拡充 2) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- 4) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）
- 拡充 5) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）
- 6) 緊急一時保育事業

（3）教育・保育・子育て支援サービスの質の向上・充実

- 新規 1) 保育士の確保に向けた総合的な取組
- 新規 2) 民有地マッチング事業
- 新規 3) 認証保育所認可化移行支援事業
- 新規 4) 私立学童保育クラブの人材確保等支援事業
- 5) 学童保育クラブの開所時間の延長
- 新規 6) 放課後子ども総合プランの推進
- 新規 7) 子育て支援情報の適切な提供
- 新規 8) 子育て支援に関するアンケートの実施
- 新規 9) 利用者支援事業
- 新規 10) 多様な主体の参入促進事業
- 新規 11) 子育て支援員（仮称）の活用
- 12) 福祉サービス第三者評価事業の推進

（4）子育て世帯への経済的支援

- 1) 多子世帯に対する経済的負担軽減の充実（保育料の減免等）
- 新規 2) みなし寡婦控除
- 3) 私立幼稚園等園児保護者に対する補助金
- 4) 認証保育所の保育料保護者負担軽減
- 5) 児童手当等事業
- 新規 6) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(1) 教育・保育の提供体制の充実

1) 認可保育所・認定こども園の設置・運営 拡充

所管課：育成課・子育て支援課・保育管理課

【事業概要】

認可保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、保護者が安心して就労と子育てを両立していくために、日中保育ができない保護者に代わり、保育を行っていきます。

また、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、就学前の子どもに対し、幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。子育て相談や親子の交流の場も用意されていて、園に通っていなくても利用できます。

【取組の方向】

本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、迅速かつ着実に拡充を図っていきます。また、既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行を支援していきます。

【目標事業量】

	区全域	定員			
		東部	西部	南部	北部
計画開始時	9,284人	2,195人	2,821人	2,403人	1,865人
平成29年度	9,885人	2,195人	3,034人	2,791人	1,865人
平成31年度	9,885人	2,195人	3,034人	2,791人	1,865人
増減	601人	0人	213人	388人	0人

2) 予約入園の拡大 拡充

所管課：子育て支援課・保育管理課

【事業概要】

安心した育児休業の取得とスムーズな職場復帰を目的に、育児休業明けの0歳児クラスの予約入園を拡大します。

【取組の方向】

予約入園の実施園を拡大していきます。

3) 家庭的保育事業（保育ママ）

所管課：子育て支援課

【事業概要】

子どもの保育についての技術及び経験を持ち、区が認可等した家庭的保育者（保育ママ）の自宅などで3歳未満の子どもを保育する事業です。少人数で家庭的な環境で保育を実施します。

【取組の方向】

待機児童の多い地域を中心に、着実に事業を実施します。

4) 小規模保育事業 **新規**

所管課：育成課・子育て支援課

【事業概要】

0～2歳の低年齢児の保育の量的拡充を図るため、少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

【取組の方向】

本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、迅速かつ着実に拡充を図っていきます。

【目標事業量】

	区全域	定員			
		東部	西部	南部	北部
計画開始時	59人	0人	15人	25人	19人
平成29年度	703人	0人	274人	301人	128人
平成31年度	703人	0人	274人	301人	128人
増減	644人	0人	259人	276人	109人

5) 事業所内保育事業 **新規**

所管課：育成課・子育て支援課

【事業概要】

会社等が設置する保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。

【取組の方向】

事業の実施に向けて検討を進めます。

6) 居宅訪問型保育事業 **新規**

所管課：育成課・子育て支援課

【事業概要】

障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行います。

【取組の方向】

事業の実施に向けて検討を進めます。

7) 時間外保育事業 **拡充**

所管課：子育て支援課・保育管理課

【事業概要】

保育所等で通常の保育時間を超えて子どもを保育します。

【取組の方向】

本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、保育所の整備等にあわせて実施することで、着実に拡充を図っていきます。

【目標事業量】

	実施箇所数
計画開始時	76か所
平成31年度	83か所
増減	7か所

8) 病児・病後児保育事業 **拡充**

所管課：育成課・子育て支援課・保育管理課

【事業概要】

保育所に在籍中等の子どもが病氣中や病後であり、集団保育が困難な場合に、診療所や保育所等に設置した専用室で一時的にその子どもを保育します。

また、訪問型病後児保育事業は、保育士等が家庭を訪問して子どもを保育します。

【取組の方向】

本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、着実に拡充を図っていきます。

【目標事業量】

	実施箇所数
計画開始時	9か所
平成31年度	10か所
増減	1か所

9) お迎え対応型駅近郊病児保育の実施 **新規**

所管課：育成課・子育て支援課

【事業概要】

駅近郊で病児保育を実施し、保育所等に預けていた子どもが病氣になった際、病児保育施設職員が保育所等までお迎えに行き、かかりつけ医の診察に同行するとともに、保護者がお迎えに来るまでの間、施設で保育を行います。

【取組の方向】

事業の実施に向けて検討を進めます。

10) 休日保育事業

所管課：育成課・子育て支援課・保育管理課

【事業概要】

日曜・祝日や年末年始に保護者が仕事などのため保育ができない場合に子どもの保育を行います。

【取組の方向】

多様な保育ニーズに対応するため、事業を着実に実施していきます。

11) 私立幼稚園の2歳児受入れの実施

所管課：育成課

【事業概要】

私立幼稚園において、2歳児からの受入れを行い、幼稚園教育カリキュラムによる必要な知識の早期取得や幼児の心身の健全な発達を促します。

【取組の方向】

事業内容を区民に周知するとともに、利用を促進します。

12) 私立幼稚園の預かり保育事業

所管課：育成課

【事業概要】

私立幼稚園で通常の保育時間以降や夏休みなどに子どもを預かります。

【取組の方向】

実施日数や実施時間の拡大を図るほか、当該園の在籍児以外の受入れも検討していきます。

13) 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）

拡充

所管課：育成課・子育て支援課

【事業概要】

放課後帰宅しても保護者の就労又は疾病等の理由で適切な監護を受けられない小学生に遊び及び生活の場を与え、指導・健全育成を図ります。また、小学校内を中心に各小学校区域内に学童保育クラブを設置するとともに、放課後子ども総合プランを推進していきます。

【取組の方向】

本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、対象学年を小学校6年生までに引き上げるとともに、着実に拡充を図っていきます。

【目標事業量】

	入会児童数
計画開始時	3,796人
平成31年度	4,896人
増減	1,100人

※増減の起点は、実績の把握ができる平成26年4月1日としています。

※増減は、起点と終点との単純な差引であり、実際のニーズを踏まえて整備を行っていきます。

(2) 在宅子育て家庭への支援

1) 一時預かり事業 拡充

所管課：育成課・子育て支援課・保育管理課

【事業概要】

一時預かり事業は、保護者の仕事の都合や通院のほか、自身の活動やリフレッシュなどをする場合に、保育所などで一時的に子どもを保育します。

また、訪問型一時保育事業は、保護者の疾病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要な場合に、保育士等が家庭を訪問して子どもを保育します。

【取組の方向】

本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、着実に拡充を図っていきます。一時預かり事業については、保育所の整備等にあわせて実施します。また、訪問型一時保育事業については、地域に密接した保育所等での実施を目指します。

【目標事業量】

①保育所等

	実施箇所数
計画開始時	26か所
平成31年度	42か所
増減	16か所

②幼稚園

	実施箇所数
計画開始時	29か所
平成31年度	29か所
増減	—

2) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 拡充

所管課：育成課

【事業概要】

区民相互の助け合いにより子育てを支援する事業で、支援を必要とする人（ファミリー会員）と支援することができる人（サポート会員）を結ぶ会員制の育児支援事業です。

【取組の方向】

積極的なPRを行い、事業内容を区民に周知します。また、サポート会員の募集を行い、登録数を増やすことによって、どの地域においても利用しやすい環境を整えます。さらに、対象児童を小学校6年生までに拡大します。

【目標事業量】

	年間延べ利用人数
計画開始時	4,981人
平成31年度	5,691人
増減	710人

※増減の起点は、実績の把握ができる平成25年度の実績としています。

3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

保護者の病気・出産・出張・育児不安などの理由で育児が困難なとき、一時的に宿泊を伴う保育を実施します。

【取組の方向】

利用者が利用しやすいサービスの提供方法を検討していきます。

【目標事業量】

	実施箇所数
計画開始時	1 箇所
平成31年度	1 箇所
増減	—

4) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

残業等で保護者の帰宅が遅い場合、一時的に夜間（午後 10 時まで）の保育を実施します。

【取組の方向】

利用者が利用しやすいサービスの提供方法を検討していきます。

【目標事業量】

	実施箇所数
計画開始時	1 箇所
平成31年度	1 箇所
増減	—

5) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば） 拡充

所管課：育成課・子育て支援課

【事業概要】

子育て中の親が出会い、情報交換や相談のできる拠点として子育てひろばを設置して親の孤立化を防止します。

【取組の方向】

本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、保育所の整備等にあわせて実施するとともに、事業内容の充実を図っていきます。

【目標事業量】

	実施箇所数
計画開始時	36か所
平成31年度	51か所
増減	15か所

6) 緊急一時保育事業

所管課：子育て支援課・保育管理課

【事業概要】

保護者が病気や出産などのため入院するとき、家族の入院のため介護をする必要のあるときなどに一時的に保育を行います。

【取組の方向】

保育所の整備等にあわせて実施していきます。

(3) 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上・充実

1) 保育士の確保に向けた総合的な取組	新規
	所管課：子育て支援課
【事業概要】	
保育士不足の問題に対応するため、ハローワーク等と連携するとともに、保育士資格の取得支援や保育士の宿舎借上げ支援などにより保育士確保につなげ、保育の質の向上にも取り組みます。	
【取組の方向】	
事業の実施に向けて検討を進めます。	
2) 民有地マッチング事業	新規
	所管課：育成課
【事業概要】	
保育所整備等の促進のため、土地等所有者と保育所を運営する法人等のマッチングを行い、用地不足への対応を図ります。	
【取組の方向】	
事業の実施に向けて検討を進めます。	
3) 認証保育所認可化移行支援事業	新規
	所管課：育成課・子育て支援課
【事業概要】	
認可化を希望する認証保育所に対し、移行に向けた事業者の取組を支援します。	
【取組の方向】	
着実に移行の支援を行います。	
4) 私立学童保育クラブの人材確保等支援事業	新規
	所管課：子育て支援課
【事業概要】	
私立学童保育クラブに対し、児童の集団規模に応じた指導員の適正配置に向けた人材確保の支援や設備を充実するための支援を行います。	
【取組の方向】	
事業の実施に向けて検討を進めます。	

5) 学童保育クラブの開所時間の延長

所管課：育成課・子育て支援課

【事業概要】

学童保育クラブで通常の指導時間（学校下校時から午後6時まで）を超えて子どもを保育します。

【取組の方向】

利用ニーズを把握したうえで、検討を進めます。

6) 放課後子ども総合プランの推進

新規

所管課：地域教育課・育成課・子育て支援課

【事業概要】

放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）と放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）の一体的実施又は連携実施に向け取り組みます。

【取組の方向】

○放課後子ども事業の整備計画

区内の区立小学校全49校で実施していますが、児童指導サポーターや運営委員会、学校などの意見を調整しつつ対象学年の拡大を引き続き進めていきます。

○放課後児童健全育成事業及び放課後子ども事業の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

共通の活動プログラムの企画、実施等については、子育て支援部及び教育委員会等が連携し、定期的な打合せや情報交換の場を設けながら進めていきます。

○小学校の余裕教室等の放課後児童健全育成事業及び放課後子ども事業への活用に関する具体的な方策

子育て支援部及び教育委員会が連携して学校関係者と調整を図っていきます。

○放課後児童健全育成事業及び放課後子ども事業の実施に係る子育て支援部及び教育委員会の具体的な連携に関する方策

子育て支援部及び教育委員会等による定期的な打合せや情報交換の場を設けていきます。

また、放課後児童健全育成事業関係者、放課後子ども事業関係者、学校関係者、行政関係者（子育て支援部及び教育委員会）等で構成する運営委員会にて、今後の放課後対策について協議していきます。

【目標事業量】

	放課後児童健全育成事業 及び放課後子ども事業の一体型運営数
平成31年度	10か所

7) 子育て支援情報の適切な提供 **新規**

所管課：育成課・子育て支援課・子ども家庭支援課・保健センター

【事業概要】

妊娠期や育児期など、その状況に応じ、必要なときに必要な子育て支援情報をICTを活用して提供します。

【取組の方向】

電子母子健康手帳の導入など、事業の実施に向けて検討を進めます。

8) 子育て支援に関するアンケートの実施 **新規**

所管課：育成課・子育て支援課・保育管理課・子ども家庭支援課

【事業概要】

子育て中の区民に毎年度子育て支援に関する満足度や要望等のアンケートを実施して、その結果を子ども・子育て会議に諮りながら、子育て支援の取組に生かしていきます。

【取組の方向】

事業の実施に向けて、アンケートの設問内容等について検討を進めます。

9) 利用者支援事業 **新規**

所管課：子育て支援課

【事業概要】

子どもや保護者の身近な場所で、保育所等や子育て支援事業に関する情報提供を行うとともに、必要に応じ相談などを行います。

【取組の方向】

事業の実施に向けて検討を進めます。

【目標事業量】

	実施箇所数
平成31年度	4~8カ所 (利用状況等を踏まえて)

10) 多様な主体の参入促進事業 **新規**

所管課：育成課

【事業概要】

保育所などへの民間事業者の参入促進に関する調査研究や多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置・運営を促進します。

【取組の方向】

保育所等の設置に際して、英会話や音楽・芸術活動、ICT教育など、多様なカリキュラムを導入する事業者への支援等を実施することにより、保育サービスの充実を図ります。

11) 子育て支援員（仮称）の活用 **新規**

所管課：子育て支援課

【事業概要】

研修を修了し認定を受けた「子育て支援員（仮称）」を小規模保育事業等や学童保育クラブなどで活用していきます。

【取組の方向】

事業の実施に向けて検討を進めます。

12) 福祉サービス第三者評価事業の推進

所管課：福祉管理課

【事業概要】

区内の保育施設におけるサービス向上に向けた取組を促進するため、第三者評価機関による専門的かつ客観的な立場からの評価受審を推進します。

【取組の方向】

区内の保育施設について、第三者評価制度の説明会や受審費用の助成などを通じて、第三者評価の普及を進めます。

(4) 子育て世帯への経済的支援

1) 多子世帯に対する経済的負担軽減の充実（保育料の減免等）

所管課：育成課・子育て支援課

【事業概要】

小学校6年生までの兄・姉を有する多子世帯の児童の認可保育所や幼稚園、認証保育所などの保育料等を減免し、多子世帯の経済的な負担軽減を図ります。

【取組の方向】

着実に事業を実施し、子育て家庭への支援を行います。

2) みなし寡婦控除

新規

所管課：子育て支援課

【事業概要】

税法上の寡婦（夫）控除の対象とならない婚姻歴のないひとり親世帯に、寡婦（夫）控除された者と同様の保育所保育料や学童保育クラブ使用料を適用します。

【取組の方向】

着実に事業を実施し、子育て家庭への支援を行います。

3) 私立幼稚園等園児保護者に対する補助金

所管課：育成課

【事業概要】

子どもが私立幼稚園に通う世帯に補助金を交付し、保育料等の経済的負担の軽減を図ります。

【取組の方向】

着実に事業を実施し、子育て家庭への支援を行います。

4) 認証保育所の保育料保護者負担軽減

所管課：子育て支援課

【事業概要】

認証保育所の保育料について補助金を交付し、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ります。

【取組の方向】

着実に事業を実施し、子育て家庭への支援を行います。

5) 児童手当等事業

所管課：子育て支援課

【事業概要】

中学校3年修了（15歳に達する日以降の最初の3月31日）までの児童を養育されている方に児童手当を支給するほか、父母が離婚した児童等を扶養している方に児童育成手当や児童扶養手当を支給します。

【取組の方向】

引き続き、制度の周知を行い、着実に事業を実施します。

6) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 **新規**

所管課：子育て支援課

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育所や幼稚園等に保護者が支払うべき日用品や文房具などの物品購入費や行事への参加費などを助成します。

【取組の方向】

事業の実施に向けて検討を進めます。

基本目標2：すこやか子育て！

妊娠・出産・子育て期を通じた親と子の心身の健康の増進を支援します。

安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりは、母子の健康、とりわけ子どもの健やかな成長にとって極めて重要です。

核家族化の進展や労働環境の変化などにより、母親は育児に対する負担や不安、孤立感を抱えやすい状況にあります。平成 25 年度に実施した乳児健康診査時のアンケート調査でも、子育てに自信を持ってない母親の割合が 13.1%となるなど、いまだ母親は育児に不安を抱えているという結果が出ています。

子どもの心身の発達を妨げ、ひいては生命をも脅かすおそれのある疾病や児童虐待、また、母親の育児ストレスによる産後うつなどに対し、早期発見・予防に取り組むことが重要です。

そのため、特定不妊治療費の助成による妊娠前の支援から、妊婦及び乳幼児に対する健康診査をはじめ、妊娠期から悩みや不安などを相談できる環境を整えるとともに、生後4か月までの乳児のいる家庭への全戸訪問など、妊娠・出産・子育てに関する相談体制の充実を図っていきます。

また、乳幼児期は疾病にり患しやすい時期でもあるため、感染症予防の取組やアレルギー性疾患への対応、むし歯予防などにも取り組んでいきます。

こうした妊娠・出産・子育て期を通じた切れ目ない支援により、親と子の心身の健康の増進を支援していきます。


新規：葛飾区子育て支援行動計画（後期計画）開始後（平成22年度以降）の新規事業
拡充：本計画開始後（平成27年度以降）の拡充事業（新規事業を除く）

■事業の体系


基本目標2：すこやか子育て！

妊娠・出産・子育て期を通じた親と子の心身の健康の増進を支援します。

（1）母子の健康づくりの推進

- 
- 拡充
- 1) 妊婦健康診査事業
 - 2) 歯科健康教育
 - 3) 特定不妊治療費の助成
 - 4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
 - 5) 乳幼児健診
 - 6) 親と子の心の健康づくり
 - 7) 母親学級・パパママ学級
 - 8) 育児グループの育成・支援
 - 9) 疾病の早期発見・早期対応
 - 10) はしかの予防対策
 - 11) 結核の予防接種
 - 12) アレルギー相談の実施
 - 13) アレルギー性疾患に関する知識の普及啓発
 - 14) 栄養教育の実施
 - 15) 親と子の食育推進事業
 - 16) すくすく歯育て支援事業
 - 17) 母親健康診査
 - 18) 子ども医療費助成の実施
 - 19) 入院助産
 - 20) 小児初期救急平日夜間診療事業

（2）相談支援体制の充実

- 
- 新規
新規
新規
拡充
- 1) 子どもと親に対する相談・支援の実施
 - 2) 就学前の子どもの発達相談
 - 3) 特定妊婦電話相談事業
 - 4) 児童虐待通報電話受付事業
 - 5) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）（再掲）
 - 6) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）（再掲）
 - 7) 悩みごと相談の実施

(1) 母子の健康づくりの推進

1) 妊婦健康診査事業

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

妊婦健康診査 14 回と超音波検査費用の一部を助成することにより、妊娠中の健康管理を充実させます。

【取組の方向】

妊婦健康診査事業により、安全な出産ができるようにします。

【目標事業量】

	平成27～31年度
実施回数	妊婦健診：14回 超音波検査：1回
初回健診数	3,656人

※初回健診数は、平成31年度末の見込み数値

2) 歯科健康教育

所管課：健康推進課

【事業概要】

むし歯や歯周病等の歯科疾患の予防や、噛むことや飲み込むことなどの口腔（こうくう）機能の維持に関し、区民の年齢や状況に応じた健康教育及び健康相談を行います。

【取組の方向】

妊娠期においては、身体だけではなく、口腔環境が変化する時期でもあります。妊婦の歯と口腔の健康づくりを支援していきます。

3) 特定不妊治療費の助成

所管課：子ども家庭支援課・保健センター

【事業概要】

医療保険が適用されない特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に係る費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減します。

【取組の方向】

特定不妊治療費助成事業は、国・都の制度改正を踏まえ、区の助成制度を検討します。

4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

所管課：子ども家庭支援課・保健センター

【事業概要】

出生通知票をもとに助産師・保健師が生後4ヶ月になるまでの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問し、体重を測りながら育児上の心配ごとや産後の体調のことなどの相談に乗り、育児不安の解消を図ります。

【取組の方向】

乳児の成長を確認するとともに、保護者の育児不安や孤独感の軽減を図っていくため、多様な方法でアプローチしていきます。

【目標事業量】

	平成27～31年度
訪問件数	3,381人

※訪問件数は、平成31年度末の見込み数値

5) 乳幼児健診

所管課：子ども家庭支援課・保健センター

【事業概要】

乳幼児の疾病の早期発見・早期予防に努め、健やかな子育てを支援します。

【取組の方向】

各健診の受診率の向上に努めるとともに、健診未受診者のフォローをします。

6) 親と子の心の健康づくり

所管課：子ども家庭支援課・保健センター

【事業概要】

産後うつ病の発症予防と早期発見のため、エジンバラ産後うつ問診票を活用して支援が必要な方を親と子のこころの相談室につなげます。また、子どもの発達の違いやかかわり方が不安な親に対して、専門家を交えたグループワークや親子遊びで親子の成長を支援します。

【取組の方向】

産後うつ病の発症予防をします。また、不安を抱えている親子に対して、グループワークを通して、親子の成長を支援していきます。

7) 母親学級・パパママ学級 拡充

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

父として母としての心構えや両親が助け合って育児ができるように妊娠中の生活・出産の話、お風呂の入れ方を実習したり、先輩パパママの子育て体験談を聞く場を提供します。また、平日に参加できない夫婦のために、休日を利用して休日パパママ学級を実施します。

【取組の方向】

計画的にNPO法人に本事業を委託し、父親と母親が助け合って育児を行えるよう、実施日時、会場、内容を拡充していきます。

8) 育児グループの育成・支援

所管課：子ども家庭支援課・保健センター

【事業概要】

同じ月齢の子を持つ母親のグループのほか多胎児のグループなど多様な育児グループに対して、健康情報等を提供し、育児の問題に対する理解と問題解決方法を学ぶとともに子育て中の親同士の仲間づくりを推奨し、親の孤立と育児不安を解消します。

【取組の方向】

育児グループを保健センター以外のより身近な場所で行い、親同士の仲間づくりを推奨します。

9) 疾病の早期発見・早期対応

所管課：子ども家庭支援課・保健センター

【事業概要】

未熟で出生した乳児の入院中の医療費、精密検査を受ける必要のある乳幼児の検査料、機能回復に必要な医療費などを助成することにより、子どもの健康管理に係る経済的負担を軽減して早期の治療・療育を図ります。

【取組の方向】

医療費の助成を行い、経済的負担を軽減します。

10) はしかの予防対策

所管課：保健予防課

【事業概要】

はしかが流行しないように接種率の向上を目指し、接種状況の把握や未接種者への勧奨を行います。平成26年度から麻しん・風しん混合ワクチン(MR)の定期予防接種のもれ者を対象に、任意のMRの予防接種費用の全額助成を実施しています。

【取組の方向】

未接種者への個別通知やチラシを配布し、事業の周知を図っていきます。

11) 結核の予防接種

所管課：保健予防課

【事業概要】

結核の予防接種BCGの接種は、結核性髄膜炎を予防するために、1歳までに接種するよう積極的勧奨をいたします。

【取組の方向】

BCGの標準接種期間は、生後5か月から8か月となっています。今後は、よりBCG接種を受けやすい環境を整備するため、医療機関での個別接種を進めていきます。

12) アレルギー相談の実施

所管課：地域保健課・保健センター

【事業概要】

乳幼児健診等での個別相談のほか、アレルギー相談窓口を設置し、随時相談に応じます。必要に応じて栄養士や環境衛生担当者、食品衛生担当者等と連携して相談体制の充実を図ります。

【取組の方向】

乳幼児健診等での個別相談以外に、各保健センターにおいて随時相談に応じます。また、保健所内にアレルギー相談窓口を設置し、関係部署と連携して相談体制を構築していきます。

13) アレルギー性疾患に関する知識の普及啓発

所管課：地域保健課

【事業概要】

アレルギー情報の提供、アレルギー性疾患の症状へのケアや予防など、リーフレットの作成や講演会等によりアレルギー性疾患に関する正しい知識を普及します。

【取組の方向】

子育て支援部や教育委員会と密に連携し、必要な情報をタイムリーに発信していけるよう体制を整えます。

14) 栄養教育の実施

所管課：健康推進課・保健センター・学務課

【事業概要】

子どもの健やかな成長のために、母親学級、乳幼児健診、児童館、育児グループ等における栄養指導やリーフレットの配布により望ましい食生活についての栄養教育を実施します。また、小学校4年生及び中学校1年生の児童・生徒と前年度の受診者で医学的管理や経過観察が必要と判断された者のうち希望者に小児生活習慣病予防健診を実施します。保護者向けリーフレットの配布や所見のある児童・生徒の保護者を対象とした小児生活習慣病予防指導講習会を実施するなど健康的な生活習慣を身につけられるように指導します。

【取組の方向】

引き続き、子どもの健やかな成長のために、望ましい食生活についての栄養教育を実施します。また、小児生活習慣病予防健診の受診により、より多くの児童・生徒が健康的な生活習慣を身につけられるよう、健診事業の充実と受診率の向上に努めていきます。

15) 親と子の食育推進事業

所管課：健康推進課・保健センター

【事業概要】

保育所等の保護者に対して、家庭での食育の取組に関する教室を実施します。また、幼児向け食事バランスガイドコマの貸出しや教材の提供を通して、園における食育の推進を支援します。

【取組の方向】

引き続き、家庭、保育所等における食育の推進を支援します。

16) すくすく歯育て支援事業

所管課：健康推進課

【事業概要】

子どものむし歯予防のために親子の歯育てすくすくクラブ・ハッピーバースデイすくすく歯科検診・すくすく歯育て歯科健診や健康教育等において、歯科保健に関する正しい知識の普及を図ります。また、子ども本人だけでなく家族に対しても、むし歯予防を働きかけ、乳幼児の心身ともに健やかな発育と、かかりつけ歯科医の定着を促します。

【取組の方向】

引き続き、各健診・健康教育において、むし歯や歯周病の予防についての正しい知識を普及し、家族や地域でデンタルIQを高めていきます。

17) 母親健康診査

所管課：健康推進課

【事業概要】

子育て中の母親に対し健康診査を行うことにより、母親の疾病の早期発見、早期治療を図るとともに、正しい健康習慣を確立し生活習慣病を未然に防止することで、健やかな子育てを支援します。

【取組の方向】

引き続き、健康診査を実施し、健やかな子育てを支援します。

18) 子ども医療費助成の実施

所管課：子育て支援課

【事業概要】

中学校3年生までの児童に対し、食事療養費自己負担分、差額ベッド代等を除いた保険診療自己負担分の助成を行い、医療費負担を軽減します。

【取組の方向】

引き続き、対象者に対して制度の周知を行い、医療費助成を実施します。

19) 入院助産

所管課：子育て支援課

【事業概要】

経済的に困窮する妊産婦が入院による出産ができない時に、指定助産施設での入院・分娩費用を補助します。

【取組の方向】

主に生活保護世帯、非課税世帯を対象に出産費用の補助を行い、安心して出産できるよう支援します。

20) 小児初期救急平日夜間診療事業

所管課：地域保健課

【事業概要】

平日の夜間に小児を対象とした初期救急医療サービスの提供や電話による医療相談に対応します。

【取組の方向】

医療機関との連携を図り、急な子どもの疾病に対する保護者等の不安を解消していきます。

(2) 相談支援体制の充実

1) 子どもと親に対する相談・支援の実施

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

「子どもとの接し方がわからない」「子どもの愛し方がわからない」などの悩みを持つ親に対する相談支援を通して、虐待を予防します。

【取組の方向】

児童虐待の予防のため、適切な援助を行っていきます。

2) 就学前の子どもの発達相談 **新規**

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

発達に課題のある子どもの保護者又は関係者からの相談を受け、適切な支援を開始します。

【取組の方向】

発達に障害があり指導・訓練を必要とする乳幼児又はその疑いがある乳幼児を早期に発見し、適切な支援を行うことにより、乳幼児の心身発達を促進します。

3) 特定妊婦電話相談事業 **新規**

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

妊娠が確認できる段階から相談ができるようにします。また、相談しやすい環境を整えることで、虐待の発生を予防し子どもの健全育成を推進します。

【取組の方向】

特定妊婦に適切な支援を行っていきます。

4) 児童虐待通報電話受付事業 **新規**

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

虐待に関する相談を受け、児童相談所や各関係機関と連携して子どもの安全を確保するとともに、家族への援助を行います。日中だけでなく、夜間や休日等を含めて専門職による虐待通報電話の24時間受付を実施します。

【取組の方向】

児童虐待の予防のため、適切な援助を行っていきます。

5) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）（再掲） 拡充

所管課：育成課・子育て支援課

【事業概要】

子育て中の親が出会い、情報交換や相談のできる拠点として子育てひろばを設置して親の孤立化を防止します。

【取組の方向】

本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、保育所の整備等にあわせて実施するとともに、事業内容の充実を図っていきます。

6) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）（再掲）

所管課：子ども家庭支援課・保健センター

【事業概要】

出生通知票をもとに助産師・保健師が生後4ヶ月になるまでの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問し、体重を測りながら育児上の心配ごとや産後の体調のことなどの相談に乗り、育児不安の解消を図ります。

【取組の方向】

乳児の成長を確認するとともに、保護者の育児不安や孤独感の軽減を図っていくため、多様な方法でアプローチしていきます。

7) 悩みごと相談の実施

所管課：人権推進課

【事業概要】

夫婦や子ども、家庭のことなど母親をはじめとした女性が抱える悩みなどの相談に対応します。

【取組の方向】

専門カウンセラーが女性の抱えるさまざまな悩みや問題を解決・軽減し、女性の自立を支援します。

基本目標3：いきいき子育て！

充実した豊かな暮らしを支えるために、仕事と生活の調和を推進します。

女性の社会進出や経済の動向などにより、共働き家庭が増加するとともに、女性が就労の継続を希望しながら妊娠・出産を機に退職するいわゆるM字カーブ、男性を中心とした長時間労働など、仕事と生活を両立させることが依然として困難な状況にあります。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」には、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指すとしています。

こうした社会の実現には、教育・保育・子育て支援サービスの量的拡充を図る一方で、働き方を見直すための意識改革を社会全体で取り組んでいく必要があります。

とりわけ、企業においては、男女ともに子育てに向き合えるよう、長時間労働の是正や労働者本人の希望に応じた育児休業・短時間勤務を取得しやすい環境づくりなど、企業の実情に応じた自主的な取組を進める必要があります。

また、いわゆる「イクメン」に代表されるように、家事・育児に積極的な男性に注目が集まるなど、男性の家事・育児への参加意識は広がりを見せつつありますが、雇用均等基本調査による平成25年度の男性の育児休業取得率は2.03%で、前年に比べ若干の増加となっているものの、依然として低水準で推移しています。

このため、本区では、充実した豊かな暮らしを支えるために、企業によるワーク・ライフ・バランスへの取組に対する情報提供・相談による積極的な支援や男性の家事・育児参画促進に向けた意識啓発などに引き続き取り組んでいきます。

また、区内最大規模の事業所である「葛飾区役所」では、特定事業主行動計画として葛飾区職員次世代育成支援計画を策定し、「仕事と生活の調和」を推進していきます。


新規：葛飾区子育て支援行動計画（後期計画）開始後（平成22年度以降）の新規事業
拡充：本計画開始後（平成27年度以降）の拡充事業（新規事業を除く）

■事業の体系

基本目標3：いきいき子育て！

充実した豊かな暮らしを支えるために、仕事と生活の調和を推進します。

（1）仕事と子育ての両立支援

- 
- 新規**
- 1) 企業向けセミナー
 - 2) ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発
 - 3) ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会
 - 4) ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業
 - 5) 事業所向け啓発誌の発行
 - 6) 企業企画講座の開催支援
 - 7) 男性の家庭生活参画促進に関する普及・啓発とネットワークづくり支援
 - 8) 再就職講座

(1) 仕事と子育ての両立支援

1) 企業向けセミナー

所管課：人権推進課・産業経済課

【事業概要】

ワーク・ライフ・バランスの推進や育児休業制度の定着を図るため、区内の企業向けにセミナーを開催します。

【取組の方向】

ワーク・ライフ・バランス推進には、企業における取組が重要なため取り組むメリットについて周知し、啓発・意識改革に取り組みます。

2) ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発

所管課：人権推進課

【事業概要】

ワーク・ライフ・バランスへの理解と普及を図るため、各種印刷物の発行やイベントにおける啓発活動を行います。

【取組の方向】

一人ひとりがライフスタイルや人生の各段階に応じた生活を充実できるよう、ワーク・ライフ・バランスの意義を子どもも含め、広く区民や企業に周知し、理解を深めるための活動を行います。

3) ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会

所管課：人権推進課

【事業概要】

各年齢層に応じた女性のライフプラン作りや、少子高齢化社会の対応に向けた知識・情報を提供するための講座・講演会を開催します。

【取組の方向】

ワーク・ライフ・バランスへの関心と理解を深めるため、介護や働き方の見直しなど対象・課題に応じた講座等を実施します。

4) ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業 **新規**

所管課：人権推進課

【事業概要】

区内中小企業へワーク・ライフ・バランス支援アドバイザーを派遣し、育児・介護休業法等関係法令へ適合するよう就業規則の作成又は改正を行い、男女ともに仕事と家庭の両立ができ、働きやすい職場づくりを支援します。

【取組の方向】

より多くの企業にワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業の趣旨について周知を図り、利用を促進します。

5) 事業所向け啓発誌の発行

所管課：人権推進課

【事業概要】

ワーク・ライフ・バランスに関する取組や行政等による支援・相談体制の情報提供等の周知啓発のため、区内事業所向けに情報誌を発行します。

【取組の方向】

優秀な人材の確保・定着、企業のイメージ向上といった企業がワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットや取組方法等について周知し、啓発・意識改革に取り組めます。

6) 企業企画講座の開催支援

所管課：人権推進課

【事業概要】

ワーク・ライフ・バランスを含めた男女平等に関する学習・講座開催を希望する事業所に対し、講座企画を提案し、開催・運営を支援します。

【取組の方向】

企業の状況に応じた学習機会の提供によりワーク・ライフ・バランスへの取組を推進します。

7) 男性の家庭生活参画促進に関する普及・啓発とネットワークづくり支援

所管課：人権推進課

【事業概要】

男性の家事・育児・介護への参画が進むよう、意識啓発に関する事業や情報提供を行います。また、講座や父親向け事業への参加などをきっかけとした男性同士のネットワークづくりを支援します。

【取組の方向】

世代や課題等に応じた情報提供や実践的講座を行います。また、参加者同士による情報交換等、ネットワークづくりを支援します。

8) 再就職講座

所管課：人権推進課

【事業概要】

出産・育児・介護等で離職した女性が再就職するために必要な情報をさまざまな角度から提供し、再就職に役立つ講座や講演会を開催します。

【取組の方向】

女性の再就職や起業、また、継続して働けるよう支援を行っていきます。

基本目標4：あんしん子育て！

安全・安心が保たれ、子育て家庭にやさしく
住みよいまちづくりを進めます。

子育て家庭が安心して外出し、のびのびと活動できる環境づくりを推進することは、子どもの育成にとって重要な視点です。

グループヒアリングでも、公園などの環境整備を評価して居住地を考えるなどの意見が見られました。魅力あるまちにとって、子どもと一緒に安心して外出を楽しめる環境づくりが重要であることから、公共施設でのおむつ替えや授乳ができるスペースの増設や安全で快適な歩道の整備、乳幼児に配慮した公園づくりを進めていきます。

また、子どもを狙った犯罪が後を絶たない状況の中、日頃から地域で子どもを見守り、防犯意識を高めていく必要があります。

安全安心情報メールを活用して区内犯罪情報などをいち早く届けるとともに、学校や町会、警察などと連携し、安全が確保されるまちづくりに向けての取組を強化していきます。

これからも、子どもの安全・安心が保たれ、子育て家庭にやさしく住みよい環境をつくるために、区・保護者・地域が協働したまちづくりを進めていきます。


新規：葛飾区子育て支援行動計画（後期計画）開始後（平成 22 年度以降）の新規事業
拡充：本計画開始後（平成 27 年度以降）の拡充事業（新規事業を除く）

■事業の体系


基本目標4：あんしん子育て！

安全・安心が保たれ、子育て家庭にやさしく住みよいまちづくりを進めます。

（1）子育て家庭が暮らしやすい環境の整備

- 
- 拡充** 1) 赤ちゃんの駅事業
 - 新規** 2) 子育て支援施設の拠点整備
 - 3) 遊びや生活を通じた子どもの健全育成
 - 4) 特定交通安全施設整備事業（あんしん歩行エリア整備事業）
 - 5) 歩道勾配改善事業
 - 6) 「だれでもトイレ」の設置
 - 7) 乳幼児の利用に配慮した遊び場づくり

（2）子どもの安全の確保

- 
- 1) 地域安全活動支援事業（安全安心情報メール）
 - 2) 交通安全運動の推進
 - 3) 安心・安全な公園づくり
 - 4) 公園の安全点検
 - 5) 子どもを犯罪から守るまちづくり活動支援

(1) 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備

1) 赤ちゃんの駅事業 拡充

所管課：育成課

【事業概要】

小さな子どもを連れた親が安心して外出を楽しめるよう、おむつ替えや授乳などができるスペースを公共施設等に設置します。

【取組の方向】

「赤ちゃんの駅」を区施設内等に設置し、より区民の利用を図るため、今後も設置箇所を増やしていきます。

2) 子育て支援施設の拠点整備 **新規**

所管課：育成課・保育管理課

【事業概要】

総合的な子育て支援の中核を担い、行政機関としての特性を生かしたサービスの提供や役割を担う施設を整備します。

【取組の方向】

施設老朽化に伴う建替えに当たり、子育て支援施設の拠点を整備します。

3) 遊びや生活を通した子どもの健全育成

所管課：育成課

【事業概要】

子どもたちの声を取り入れ、集団あそびや伝承あそび、外あそびや異年齢あそび、読み聞かせや工作などで子どもの自主性・社会性・創造性を育み、子どもたちの健やかな育成を図ります。

【取組の方向】

従事者のスキルアップを図るため、従事者間の情報交換や東京都の研修を活用するなどして遊びの充実を図ります。

4) 特定交通安全施設整備事業（あんしん歩行エリア整備事業）

所管課：道路補修課

【事業概要】

「あんしん歩行エリア」の整備対象に指定された立石・堀切・四つ木の約284haの地区において、車・人・自転車の錯綜（さくそう）による交通事故の多発、放置自転車、違法駐車による道路機能の低下、バリアフリー化への対応などの地域住民が抱える交通安全に関する課題の解消のため、区と警察が連携して交通安全施設の整備等を重点的に実施します。

【取組の方向】

エリア内の通学路安全点検等の結果を基に、交通事故の抑制に向けた安全対策を進めていきます。

5) 歩道勾配改善事業

所管課：道路補修課

【事業概要】

妊婦や幼児、ベビーカー等誰もが安全で快適に通行できるよう、歩道の勾配を緩やかにするよう改善します。

【取組の方向】

妊婦や幼児等、誰もが安全で快適に通行できる歩行空間を確保するため、歩道の横断勾配を改善し、歩道部の平坦性を確保します。

6) 「だれでもトイレ」の設置

所管課：公園課

【事業概要】

公園を整備する際には、ベビーキープ（乳幼児専用いす）等を常設した「だれでもトイレ」を設置します。

【取組の方向】

引き続き、交付金を活用しながら「だれでもトイレ」を設置し、バリアフリー化を進めていきます。

7) 乳幼児の利用に配慮した遊び場づくり

所管課：公園課

【事業概要】

次の視点から乳幼児の利用に配慮した遊び場づくりを進めます。

- ①公園には、幼児にも利用できる遊具を設けます。また、幼児が安心して遊べるよう、幼児コーナーを設けるよう努めます。
- ②幼児コーナーには、幼児の利用頻度の高い砂場を設けます。
- ③砂場には柵を設け、犬猫のフン害による衛生面に配慮します。

【取組の方向】

バリアフリー化工事にあわせて砂場柵等の設置を進めていきます。

(2) 子どもの安全の確保

1) 地域安全活動支援事業（安全安心情報メール）

所管課：危機管理担当課

【事業概要】

区内で発生した犯罪情報、子どもの安全をおびやかす不審者目撃情報、大規模な災害などの情報、また、犯罪の被害に遭わないための防犯お役立ち情報などを、あらかじめ登録していただいた区民の携帯電話やパソコンへ、メールにより配信します。

【取組の方向】

安全・安心情報メールから得られる情報によって、より多くの子どもを犯罪や事故から守り、安心して子育てができるようにするため、今後も、小学校の新入学の際等の様々な機会を捉えて、登録者の拡大に努めます。

2) 交通安全運動の推進

所管課：交通安全対策担当課

【事業概要】

交通安全のための知識の向上、チャイルドシートの正しい使用の徹底、自転車乗車時のヘルメット着用など自転車の安全利用の推進のために、広報かつしか等による周知、交通安全運動、交通安全教室などにより、子どもと子育て家庭の交通事故防止を推進します。

【取組の方向】

警察などと協力し交通安全運動を行うとともに、区広報などの掲載などによる啓発活動を引き続き実施していきます。

3) 安心・安全な公園づくり

所管課：公園課

【事業概要】

植栽や建築物及び照明施設の配置に配慮した、犯罪抑止効果の高い見通しが良好で安心・安全な公園づくりを行います。

【取組の方向】

区民ニーズや地域特性を踏まえた上で、引き続き安心・安全な公園づくりを行います。

4) 公園の安全点検

所管課：公園課

【事業概要】

日常の公園巡回点検のほか、自主管理団体・所轄警察・地域町会・学校等との連携を図り、事故や犯罪から未然に子どもたちを守る取組を行います。

【取組の方向】

引き続き、各団体と連携を図りながら取組を強化します。

5) 子どもを犯罪から守るまちづくり活動支援

所管課：生涯学習課

【事業概要】

子どもへのアンケートから犯罪危険の実態を明らかにし、犯罪危険地図づくり、まちぐるみの点検活動を通じた危険箇所の改善や子どもを守る活動が区内に広がるよう支援します。

【取組の方向】

これまで取り組んだことのある団体の継続性をより図ることや、新規の取組団体を増やしていくため、この活動を学ぶ講座の内容や回数、取組への支援方法について見直して実施します。

基本目標5：みんなで子育て！

学校・家庭・地域が連携し、地域社会の中で子どもの成長を支えます。

次代を担う人材の育成は、地域そのものを持続可能なものとしていくために必要不可欠です。

少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、異年齢や世代間での交流の機会が減少し、また、家庭や地域の子育て力の低下が指摘される中、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、かつ、互いに連携して、地域社会全体で子どもを見守り育てていくことが重要となります。

また、子どもの成長は、乳幼児期から学齢期まで常に連続しています。家庭から幼稚園や保育所など、さらに学校教育までを見据え、発達段階に応じた円滑な接続を図っていく必要があります。

さらに、子ども自身が、豊かな人間性を備え、自立した地域社会の一員として活躍ができるよう、次の親世代を育成するという視点から子どもの健全育成を進めていくことも重要です。

そのため、学校においては、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育む、質の高い学校教育を推進するため、主体的に学習に取り組み、「わかる喜び」や「学ぶ楽しさ」が実感できるよう、授業の充実を図るとともに、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を目指し、取組を進めていきます。

また、子どもの人格形成の原点は家庭にあります。幼児期から生活習慣を身に付けさせ、また、親が親として学び育つための支援を行っていきます。

さらに、学校やPTAをはじめとした地域の人々の力を結集して、青少年の健全育成や放課後の居場所づくりに取り組むとともに、地域資源を活用して部活動の推進や職場体験、スポーツや読書に慣れ親しむ取組を進めていきます。

こうした取組により、学校・家庭・地域が連携・協働して、地域社会の中で子どもの成長を支えていきます。


新規：葛飾区子育て支援行動計画（後期計画）開始後（平成22年度以降）の新規事業
拡充：本計画開始後（平成27年度以降）の拡充事業（新規事業を除く）

■事業の体系


基本目標5：みんなで子育て！

学校・家庭・地域が連携し、地域社会の中で子どもの成長を支えます。

（1）確かな学力・体力向上に向けた子どもの育成

- 
- 新規** 1) 葛飾学力伸び伸びプランの推進
 - 2) こども体力向上プロジェクトの推進
 - 3) 特色ある学校づくり推進
 - 4) 学校図書館の支援
 - 5) 教職員の資質・能力の向上
 - 新規** 6) 葛飾スタンダードの策定・推進
 - 拡充** 7) 学校ICT環境の整備
 - 8) いじめ・不登校への対応
 - 新規** 9) 幼保小の連携推進
 - 新規** 10) 学校施設の改築・改修
 - 新規** 11) 理数教育の充実
 - 新規** 12) 特別支援教育の充実

（2）家庭・地域による子どもの育ち支援

- 
- 1) 乳幼児とのふれあい体験事業
 - 2) 家庭教育関連事業
 - 新規** 3) 家庭教育講座
 - 4) 部活動の充実
 - 5) 早寝・早起き、朝ごはんの推進
 - 6) 地域の子ども会活動の充実
 - 7) 青少年の地域参画の推進
 - 8) 青少年対象事業
 - 9) 図書館のヤングアダルトコーナーの充実
 - 10) 職場体験の実施
 - 拡充** 11) 学校地域応援団
 - 12) 放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）
 - 13) 子ども食育クッキング
 - 拡充** 14) かつしか地域スポーツクラブを中心としたスポーツ環境整備
 - 15) かつしか区民大学
 - 16) 地域の子育てボランティア等の活用
 - 新規** 17) 子育て支援ボランティア派遣事業
 - 18) ブックスタート事業
 - 新規** 19) セカンドブックスタート事業
 - 20) 産業教育の充実

(1) 確かな学力・体力向上に向けた子どもの育成

1) 葛飾学力伸び伸びプランの推進

新規

所管課：指導室

【事業概要】

学校長が自校の学力の実態に即して策定した学力向上プランを支援し、児童・生徒の学力の向上を図ります。

【取組の方向】

各校で策定したプランで、より成果が上がり、波及効果の高い取組を、区内小・中学校へ広げていきます。

2) こども体力向上プロジェクトの推進

所管課：指導室

【事業概要】

児童・生徒の体力測定値が都平均値を上回ることを目指して、子どもの体力調査を継続的に実施するとともに、目標を掲げ、各学校で子どもの体力向上に向けた特色ある取組を推進していきます。

【取組の方向】

体力調査結果を基に、「体カスタンダード」を策定し、小中学校で取り組みます。また、区・都の推進校の取組を全校に広げて体力向上を図っていきます。

3) 特色ある学校づくり推進

所管課：指導室

【事業概要】

学校や地域の実態を生かした教育活動を重点化して、予算を重点的に配分するなど、「特色ある学校づくり」に取り組みます。

【取組の方向】

特色ある学校予算で計画している事項を中心に、各校の児童・生徒、地域の実態に応じて、ふるさと葛飾に誇りをもてる取組を推進します。

4) 学校図書館の支援

所管課：指導室

【事業概要】

司書教諭や学校司書との十分な連携のもと、学校図書館ボランティアが運営に参加できる仕組みづくりを進めるとともに、公立図書館の資料を利用しやすくするため、学校図書館に、インターネット接続ができる蔵書検索用のコンピュータの設置を検討していきます。

【取組の方向】

学校司書をこれまでどおり配置し、コンピュータを活用した図書室管理を推進します。また、保護者・地域による図書ボランティアをさらに積極的に活用して児童・生徒の読書環境を整備します。

5) 教職員の資質・能力の向上

所管課：指導室

【事業概要】

すべての教員がその職としての特性や個々のライフステージに合わせて資質・能力が向上できるように、さまざまな研修や研究活動を充実させていきます。

【取組の方向】

初任者から2年次、3年次の教員研修を系統的に実施します。また、若手教師塾、授業力向上プロジェクト、学校マネジメント講座により中堅教員からリーダー教員の育成を図り、それを校内で全教員に啓発して、教員の資質・能力の向上を図ります。

6) 葛飾スタンダードの策定・推進

新規

所管課：指導室

【事業概要】

本区の児童・生徒が、学校での生活や学習において、義務教育終了までに、これだけは身に付けてほしい、また、それをよりどころにして努力してほしいといった、生活・学習の基準づくりを進めます。

【取組の方向】

児童・生徒の学力向上のために、「かつしかっ子学習スタイル」、「葛飾教師の授業スタンダード」を実施します。さらに、国語、算数・数学、英語、体育・保健体育の教科スタンダードを作成し、その定着度検定を行います。

7) 学校ICT環境の整備 **拡充**

所管課：学務課・指導室

【事業概要】

ICTを活用したわかりやすい授業の実現や児童・生徒の情報活用能力を育成するために、学校のICT環境の整備を図ります。

【取組の方向】

ICT機器を整備し、児童・生徒の情報活用能力の向上、情報モラル教育を推進します。また、教員のICT活用能力及び情報教育に関する指導力向上を図るため、教員研修・相談体制を充実していきます。

8) いじめ・不登校への対応

所管課：指導室

【事業概要】

いじめや不登校の予防対策や発生後の対策として全校に配置したスクールカウンセラーを活用し、きめ細かく、粘り強く組織的に対応していきます。

【取組の方向】

スクールカウンセラーを活用した学校教育相談体制の強化、スクールソーシャルワーカーなどの専門職、教育相談、適応指導教室、就学相談をはじめとする特別支援教育関係業務の総合教育センターにおける一本化により、相互連携体制及び学校支援体制を強化します。

9) 幼保小の連携推進 **新規**

所管課：指導室・育成課・子育て支援課・保育管理課

【事業概要】

「小1問題」の解消に向けて、幼稚園、保育所、小学校が連携し、円滑に接続する仕組みを構築します。

【取組の方向】

幼保小連携教育検討委員会において、幼稚園、保育所、小学校の連携促進に取り組みます。また、幼児期に身に付けてほしい基礎的・基本的な力や生活習慣などを示した取組表に基づき、具体的に実践を進めます。

10) 学校施設の改築・改修 **新規**

所管課：教育計画推進担当課・学校施設課

【事業概要】

子どもが安全・安心に、楽しく学校生活を送ることができるよう教育環境を充実し、学校での教育活動をより活発で効果的なものにするため、学校施設の改築や改修を進めていきます。

【取組の方向】

老朽化の状況や学校規模の適正化などを視野に入れながら、学校施設の改築実施計画を策定し、計画的に改築や改修を進めます。また、改築の際は、小学校内に学童保育クラブを設置します。

11) 理数教育の充実 **新規**

所管課：指導室

【事業概要】

児童・生徒の理科・数学への興味・関心と知的好奇心等を育成します。

【取組の方向】

児童・生徒の体験的・問題解決的な理数学習や教員の理科実技研修等を東京理科大学等と連携し、理数教育の充実を図ります。また、「葛飾みらい科学研究コンクール」を開催し、子どもたちの自主的な活動を支援します。

12) 特別支援教育の充実 **新規**

所管課：指導室

【事業概要】

教育委員会と福祉・医療等の関係機関との、より一層の連携・協力を進め、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した教育支援を行います。また、学校における子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を進めるために、教育委員会内の体制を充実します。

【取組の方向】

各校への巡回相談や指導の充実を図るため巡回指導員や専門家チームを派遣するとともに、アイリスシートなどを活用して、学校及び関係機関との連携強化を図ります。

(2) 家庭・地域による子どもの育ち支援

1) 乳幼児とのふれあい体験事業 **拡充**

所管課：育成課・子育て支援課・保育管理課・指導室

【事業概要】

保育園、認定こども園、幼稚園等において、小学生・中学生・高校生などが小さな子どもとふれあう場を設けます。

【取組の方向】

次の親世代を育成するという視点から、子どもたちに命の大切さや親になることの意味を考える場を提供することを推進していきます。

2) 家庭教育関連事業

所管課：地域教育課

【事業概要】

子育てや家庭教育に関する自主的な学習を推進するために「家庭教育応援制度」を設け、専門の講師を派遣していきます。また、子どもの生活習慣を確立する取組を推進するとともに、保護者に家庭教育の大切さを伝えるパンフレット「家庭教育のすすめ」を配付し啓発していきます。

【取組の方向】

「家庭教育応援制度」は、PTA等の保護者組織による利用を増やすため、様々な機会を捉え働きかけていきます。

「家庭教育のすすめ」は、保護者会や研修会等の場で配付し説明することで、引き続き家庭教育の大切さを啓発していきます。

3) 家庭教育講座 **新規**

所管課：地域教育課

【事業概要】

家庭教育を支援し、親子がともに学び育ちあえるようにします。

【取組の方向】

子どもの年齢に合わせた学習プログラムを提供することにより、親や子の不安を軽減していきます。

4) 部活動の充実

所管課：地域教育課

【事業概要】

少子化に伴う学級数の減少により、指導に当たる教員が減少し、部活動の指導に困難が生じています。部活動を維持するために、地域の専門指導者を部活動の顧問や技術指導者とする取組を推進し、部活動の維持及び充実に図っていきます。

【取組の方向】

部活動を存続するためには、部活動地域指導者の人材の確保や資質の向上、並びに円滑な運営をするために学校との連携を深めながら進めていきます。

5) 早寝・早起き、朝ごはんの推進

所管課：指導室

【事業概要】

各学校で食育推進チームを編成し、食育リーダーを選任して、「食育全体計画」を作成するとともに、家庭や地域との連携を図りながら、食育の推進を図っていきます。

【取組の方向】

「食育全体計画」を確実に全校で実施していきます。また、栄養教諭、栄養士の活用をさらに推進します。

6) 地域の子ども会活動の充実

所管課：地域教育課

【事業概要】

地域の子ども会やジュニアリーダーの活動の充実に図り、子どもたちが地域行事へ主体的に参加する取組を推進していきます。

【取組の方向】

葛飾区子ども会育成会連合会との共催事業であるジュニアリーダー講習会で、子ども会のリーダーを育成し、子ども会活動の充実に図ります。

7) 青少年の地域参画の推進

所管課：地域教育課

【事業概要】

青少年育成地区委員会や青少年委員会の協力を得ながら、青少年の地域行事への参画を推進していきます。

【取組の方向】

青少年育成地区委員会や青少年委員の協働により、青少年の健全育成を推進します。

8) 青少年対象事業

所管課：生涯学習課

【事業概要】

青少年が学び交流館等、区の施設を利用しながら仲間と交流を深め、活動できるよう各種事業を実施します。

【取組の方向】

事業の周知方法、募集方法の見直しや、魅力のあるチラシ作りなど、それぞれの事業に興味・関心のない子どもに参加する意欲を持たせる工夫を行っていきます。また、世代の違う子どもたちが同じ事業で楽しめるように、上の世代の子どもたちが下の世代の子どもたちに指導する機会を設けるなど内容の充実を図っていきます。

9) 図書館のヤングアダルトコーナーの充実

所管課：中央図書館

【事業概要】

中高生向けの資料の充実を図りながら、参加型の企画やグループ学習のできるスペースの提供を行い、ヤングアダルトコーナーの利用を促進します。

【取組の方向】

子どもの読書活動の推進のため、今後も学校との連携により団体貸出しや、学校訪問を継続して実施し、読書に対する意欲の向上につなげていきます。

10) 職場体験の実施

所管課：指導室

【事業概要】

総合的な学習の時間を中心に中学校 2 年生が社会の一員として社会性、職業観や勤労観を養うため実施していきます。

【取組の方向】

特色ある教育活動とも連動して、地域の事業所にも協力要請をして連携し、調べる、考える、発表する等の学習活動を確実に実施します。

11) 学校地域応援団 拡充

所管課：地域教育課

【事業概要】

各学校に「学校地域応援団」を設置し、地域コーディネーターを中心に地域の人や団体の協力を調整し、学習支援や環境整備などについて学校の求めに応じた支援活動を展開していきます（平成 26 年 5 月 1 日現在、区立小学校 24 校・区立中学校 12 校に設置）。

【取組の方向】

学校を対象としたアンケートを実施することで、効果や課題を把握します。また、学校や保護者、地域の方々に情報提供や丁寧な説明を行い、平成 28 年度末までに区立小学校・中学校全校に設置するよう取組を進めていきます。

12) 放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）

所管課：地域教育課

【事業概要】

小学生の放課後等の「楽しい居場所」である放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）では、自由遊びとともに、学習や文化・スポーツ活動など、内容の充実を図り、子どもたちの社会性や創造性を育てていきます。また、放課後子ども総合プランを推進していきます。

【取組の方向】

○学習、文化・スポーツプログラムの実施

学習、文化・スポーツの活動プログラムの実施校を拡大するには、継続して講師をお願いできる人材の確保が不可欠となります。そのため、安定した人材確保の仕組みづくりを進めていきます。

○対象学年の拡大

児童指導サポーターや運営委員会、学校などの意見を調整しつつ実施していきます。

○児童指導サポーターの活性化

P T A、保護者、学校、地域の方々などへ働きかけ、さまざまな年代の人材を確保し、見守りにあたる児童指導サポーターの活性化を図っていきます。

○児童館及び学童保育クラブとの連携

合同でのイベントの開催や一緒に活動ができるよう働きかけ、調整を行っていきます。

13) 子ども食育クッキング

所管課：生涯学習課

【事業概要】

児童期から料理づくりの楽しさを体験し、食への関心を育む「子ども（親子）食育クッキング」の事業を区内各所で開催します。

【取組の方向】

栄養士による料理教室形式で行ってききましたが、形式に拘らず、地域で活動する団体等による手打ちそば教室やパン作り教室等、通常の教室とは違う講師を取り入れるなど、内容の充実を図っていきます。

14) かつしか地域スポーツクラブを中心としたスポーツ環境整備 **拡充**

所管課：生涯スポーツ課

【事業概要】

地域住民が主体的に取り組むかつしか地域スポーツクラブが、スポーツを通じたコミュニティ拠点として、充実・発展していけるよう環境を整備します。

【取組の方向】

地域スポーツクラブが実施している各プログラムや教室をはじめ、学校連携事業（各地域スポーツクラブ管内の小中学校を対象に、学校体育授業や葛飾教育の日にトップアスリート等を派遣するスポーツ教室）を拡充します。また、親子でスポーツに親しむ地域のスポーツ環境の醸成を図ることを目的に、新たに親子を対象としたスポーツ教室等を実施します。

15) かつしか区民大学

所管課：生涯学習課

【事業概要】

地域の教育力の向上や子どもたちの健全育成を図るため、区民大学で子どもに関わるボランティアを育成・支援する講座を実施します。

【取組の方向】

「地域の人材育成」は、かつしか区民大学重点方針の1つであり、今後も継続して地域の教育力の向上や子どもたちの健全育成を図るため、区民大学で子どもに関わるボランティアを育成・支援する講座を実施していきます。

16) 地域の子育てボランティア等の活用

所管課：育成課

【事業概要】

地域の子育て経験の豊富な方々にボランティアとして乳幼児の保育を手伝ってもらったり、地域の方々が持っているさまざまな子育て支援のノウハウを活用します。

【取組の方向】

地域の子育て経験者がその経験等を生かし、子育て中の保護者を支援していきけるような場を提供するほか、ボランティアの育成・支援を図り、共同して地域の子育て支援のニーズに対応していきます。

17) 子育て支援ボランティア派遣事業 **新規**

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

未就学児がいる家庭に研修を受けたボランティア（養成講座修了者）が定期的に訪問し、親の話を傾聴しながら子育てを支援します。

【取組の方向】

児童虐待の予防のため、適切な援助を行っていきます。

18) ブックスタート事業

所管課：中央図書館

【事業概要】

乳幼児健診時に絵本の入ったブックスタートパックを渡して絵本読みを行います。一緒に絵本を読むことの楽しさや絵本を介して子どもとふれあうことの喜びを伝えます。

【取組の方向】

乳幼児健診時の未受領者への対応について検討していきます。また、今後も、行政とボランティアの協働により、本を通して親子のふれあいと本の大切さを伝えていきます。

19) セカンドブックスタート事業

新規

所管課：中央図書館

【事業概要】

3歳の「乳幼児健診のお知らせ」と一緒に引換券を送付します。引換券と母子手帳を持って、図書館の「おはなし会」や「絵本読みの会」に参加した乳幼児に絵本1冊とリーフレットを手渡ししながら、絵本の楽しさや大切さを伝えます。

【取組の方向】

絵本の読み聞かせを通して、親子で楽しく触れ合う機会を提供し、ブックスタート以降の年齢の子ども達に読書習慣を身に付かせることにより、将来の読書活動を豊かにします。また、今後も継続して実施するにあたり、周知活動を行い、配布数の向上に努めます。

20) 産業教育の充実

所管課：商工振興課

【事業概要】

区内小・中学生の区内産業に対する理解を深めるため、冊子の発行、産業フェアの見学などによる学習の機会を提供します。

【取組の方向】

区内産業の歴史や現状についての理解を深めるための活動を行います。

基本目標6：つながる子育て！

ひとりひとりの特性を尊重した子育てが進められるような体制を整備します。

すべての子どもは、いかなる状況にあっても、等しく尊重され、健やかな育ちが保障されなければなりません。

児童虐待は、子どもの成長及び人格形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、最悪の場合、命を奪われる例もあります。虐待の発生予防、早期発見、早期対応のため、妊娠期から相談できる体制を整えるほか、健康診査や乳児への全戸訪問の機会を適切にとらえて早期発見に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の取組を強化し、関係機関の連携・情報共有を図っていきます。

また、障害のある子どもも、ない子どもも、ともに個性が認められ、地域の中でいきいきと暮らせることが重要です。発達に課題のある子どもを早期に発見し関係機関の支援につなげるとともに、児童発達支援センターへの通所や幼稚園・保育所への訪問を通じて支援に取り組んでいきます。

さらに、ひとり親家庭が抱える経済的・精神的な困難に対する支援も欠かせません。グループヒアリングでも、出産後に家族のサポートが受けられない人の負担は大きいとの意見が出されており、日常生活へのサポートや経済的支援、就労相談や資格取得支援など、ひとり親家庭への総合的な自立支援を図っていきます。

このように、ひとりひとりの特性が尊重され、支援を必要としている子どもや子育て家庭に必要な支援が適切に届くよう、行政や地域とつながる体制を整備していきます。


新規：葛飾区子育て支援行動計画（後期計画）開始後（平成22年度以降）の新規事業
拡充：本計画開始後（平成27年度以降）の拡充事業（新規事業を除く）

■事業の体系

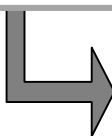
基本目標6：つながる子育て！

ひとりひとりの特性を尊重した子育てが進められるような体制を整備します。


（1）児童虐待防止対策の推進

- 
- 1) 養育支援訪問事業（育児支援訪問事業）
 - 2) 要保護児童対策地域協議会
 - 新規** 3) 要支援児童一時預かり事業
 - 4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）（再掲）
 - 5) 子どもと親に対する相談・支援の実施（再掲）
 - 新規** 6) 特定妊婦電話相談事業（再掲）
 - 新規** 7) 児童虐待通報電話受付事業（再掲）
 - 新規** 8) 子育て支援ボランティア派遣事業（再掲）
 - 拡充** 9) 配偶者暴力防止事業

（2）障害児支援施策の推進

- 
- 1) 保育所・学童保育クラブにおける障害児の受入れ
 - 新規** 2) （仮称）5歳児健康診査事業
 - 新規** 3) 就学前の子どもの発達相談（再掲）
 - 4) 障害乳幼児療育施設利用者の保護者負担軽減
 - 新規** 5) 障害児通所給付
（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）
 - 新規** 6) 障害児に関するサービス利用計画作成
 - 新規** 7) 児童発達支援センターの整備支援
 - 拡充** 8) 子ども発達センター事業
 - 新規** 9) 保育所等訪問支援事業
 - 新規** 10) 特別支援教育の充実（再掲）

（3）ひとり親家庭に対する支援の充実

- 
- 拡充** 1) ひとり親家庭の総合支援の実施
 - 2) ひとり親家庭等医療費助成
 - 新規** 3) みなし寡婦控除（再掲）
 - 4) ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業

(1) 児童虐待防止対策の推進

1) 養育支援訪問事業（育児支援訪問事業）

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

特定妊婦及び産後うつや育児不安の強い母親に対して、ヘルパーや保育士等が家庭を訪問し、家事や育児に関する相談・支援を行います。

【取組の方向】

支援が必要な方に、適切に支援ができる体制を検討します。

【目標事業量】

	実施箇所数
計画開始時	4か所
平成31年度	4か所
増減	—

2) 要保護児童対策地域協議会

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

要保護児童、要支援児童及び特定妊婦に関する事例検討や連携方法の確認を関係機関で定期的に行い、適切な援助を実施して虐待を予防します。

【取組の方向】

児童虐待の予防のため、関係機関と情報共有を図る中で、適切な援助を早期に行っていきます。

3) 要支援児童一時預かり事業

新規

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

保護者による適切な養育が一時的に困難となった児童に対して、区が短期的に養育を行います。

【取組の方向】

児童虐待の予防のため、適切な援助を行っていきます。

4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）（再掲）

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

保護者の病気・出産・出張・育児不安などの理由で育児が困難なとき、一時的に宿泊を伴う保育を実施します。

【取組の方向】

利用者が利用しやすいサービスの提供方法を検討していきます。

5) 子どもと親に対する相談・支援の実施（再掲）

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

「子どもとの接し方がわからない」「子どもの愛し方がわからない」などの悩みを持つ親に対する相談支援を通して、虐待を予防します。

【取組の方向】

児童虐待の予防のため、適切な援助を行っていきます。

6) 特定妊婦電話相談事業（再掲）

新規

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

妊娠が確認できる段階から相談ができるようにします。また、相談しやすい環境を整えることで、虐待の発生を予防し子どもの健全育成を推進します。

【取組の方向】

特定妊婦に適切な支援を行っていきます。

7) 児童虐待通報電話受付事業（再掲）

新規

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

虐待に関する相談を受け、児童相談所や各関係機関と連携して子どもの安全を確保するとともに、家族への援助を行います。日中だけでなく、夜間や休日等を含めて専門職による虐待通報電話の24時間受付を実施します。

【取組の方向】

児童虐待の予防のため、適切な援助を行っていきます。

8) 子育て支援ボランティア派遣事業 (再掲) **新規**

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

未就学児がいる家庭に研修を受けたボランティア（養成講座修了者）が定期的に訪問し、親の話を傾聴しながら子育てを支援します。

【取組の方向】

児童虐待の予防のため、適切な援助を行っていきます。

9) 配偶者暴力防止事業 **拡充**

所管課：人権推進課

【事業概要】

配偶者暴力（DV）は、暴力を受ける配偶者だけでなく、同居する子どもの心身にも深刻な影響を及ぼします。配偶者とその子どもたちが健康で安全に生活することができるようにDV相談を実施します。また、DVの早期発見と支援に向けた啓発パンフレットの作成・配布を行います。

【取組の方向】

DV被害者が早期に相談することで速やかに支援を受けられるよう、引き続き相談窓口の周知を図ります。また、DV防止についてさまざまな角度から普及・啓発に取り組みます。

(2) 障害児支援施策の推進

1) 保育所・学童保育クラブにおける障害児の受入れ

所管課：育成課・子育て支援課・保育管理課

【事業概要】

保育所・学童保育クラブでの生活が可能な障害児を受け入れることで、保護者が安心して就労と子育てを両立できるようにするとともに、障害のある児童と他の児童とが生活を通して共に成長できるようにします。

【取組の方向】

引き続き障害児を受け入れることにより、障害のある児童の保護者の子育て及び児童の成長を支援します。

2) (仮称) 5歳児健康診査事業

新規

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

保護者の心配や課題のある5歳児に対して、保護者・園・関係機関と連携し、適切な支援につなげます。

【取組の方向】

(仮称) 5歳児健康診査事業を実施し、発達等に課題のある子どもの早期発見・支援を行います。

3) 就学前の子どもの発達相談(再掲)

新規

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

発達に課題のある子どもの保護者又は関係者からの相談を受け、適切な支援を開始します。

【取組の方向】

発達に障害があり指導・訓練を必要とする乳幼児又はその疑いがある乳幼児を早期に発見し、適切な支援を行うことにより、乳幼児の心身発達を促進します。

4) 障害乳幼児療育施設利用者の保護者負担軽減

所管課：障害福祉課・障害者施設課

【事業概要】

地域社会における障害のある乳幼児の発達や自立を促進し、早期療育を充実させるために、保護者の経済的な負担を軽減します。

【取組の方向】

区独自の支援策として、障害乳幼児が適切な療育を受けることができるよう、障害乳幼児療育施設利用者の保護者負担軽減を引き続き実施します。

5) 障害児通所給付 (児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援) **新規**

所管課：障害福祉課

【事業概要】

発達が心配される児童一人ひとりに、障害児通所支援サービスを通して発達を支援します。

【取組の方向】

児童福祉法に基づき、障害児が地域社会の中でいきいきと暮らせ、一人ひとりの状況に応じた適切な療育が受けられるようサービスを提供します。

6) 障害児に関するサービス利用計画作成 **新規**

所管課：障害福祉課・障害者施設課・子ども家庭支援課

【事業概要】

障害児の自立した生活を支えるため、障害児に関するサービス利用計画を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

【取組の方向】

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害児の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、支援していきます。

7) 児童発達支援センターの整備支援 **新規**

所管課：障害福祉課・障害者施設課

【事業概要】

児童発達支援センターの整備を計画する社会福祉法人等に対して、施設整備費の一部を助成します。

【取組の方向】

発達が心配される児童の療育に加え、保育所等への訪問支援や相談支援を行う児童発達支援センターを計画的に整備し、増加する療育ニーズに的確に対応していきます。

8) 子ども発達センター事業 **拡充**

所管課：障害者施設課

【事業概要】

知的障害や発達の遅れが心配される1歳6か月から就学前の児童に対して、発達段階に応じた小集団指導や個別指導を実施します。

また、一時的に保育が必要な障害のある児童の一時保育を実施します。

【取組の方向】

子ども発達センター（児童発達支援センター）が実施している障害児相談支援事業をさらに充実していきます。

9) 保育所等訪問支援事業 **新規**

所管課：障害者施設課・障害福祉課

【事業概要】

子ども発達センター（児童発達支援センター）の職員が、保育所や幼稚園を訪問し、当該施設の職員とともに発達に障害のある児童への支援を行います。また、区内の身近な施設を拠点にして、近隣の保育所・幼稚園に在籍している児童の小集団指導を行います。

【取組の方向】

○拠点型集団支援

区内の児童館3館を拠点にして近隣の保育所・幼稚園に在籍している児童の小集団指導を行っていきます。今後、拠点を7か所に増やしていきます。

○個別支援

児童発達支援センターの整備を積極的に支援し、個別支援の対象児童や対象園を増やしていきます。

10) 特別支援教育の充実（再掲） **新規**

所管課：指導室

【事業概要】

教育委員会と福祉・医療等の関係機関との、より一層の連携・協力を進め、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した教育支援を行います。また、学校における子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を進めるために、教育委員会内の体制を充実します。

【取組の方向】

各校への巡回相談や指導の充実を図るため巡回指導員や専門家チームを派遣するとともに、アイリスシートなどを活用して、学校及び関係機関との連携強化を図ります。

(3) ひとり親家庭に対する支援の充実

1) ひとり親家庭の総合支援の実施 **拡充**

所管課：子育て支援課

【事業概要】

ひとり親家庭の経済的問題、就労、子どもの養育などさまざまな悩み相談にに応じて、助言・情報提供を行うほか、就職に役立つ資格取得の支援、専門相談員による就労相談、修学・転宅等の貸付けを行い、ひとり親家庭の自立を支援します。

【取組の方向】

相談事業、自立支援事業及び貸付事業においては、支援対象者を母子家庭から父子家庭にも拡大し、ひとり親家庭の就業・自立支援を行います。

2) ひとり親家庭等医療費助成

所管課：子育て支援課

【事業概要】

ひとり親家庭の親（養育者）と子が健康保険を利用して病院や薬局等で診療や調剤を受けた際の自己負担分を補助します。なお、所得制限や課税・非課税による助成区分があります。

【取組の方向】

引き続き、対象者に対して制度の周知を行い、医療費助成を実施します。

3) みなし寡婦控除（再掲） **新規**

所管課：子育て支援課

【事業概要】

税法上の寡婦（夫）控除の対象とならない婚姻歴のないひとり親世帯に、寡婦（夫）控除された者と同様の保育所保育料や学童保育クラブ使用料を適用します。

【取組の方向】

着実に事業を実施し、子育て家庭への支援を行います。

4) ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業

所管課：福祉管理課

【事業概要】

ひとり親家庭等で日常生活において家事又は育児等に支障を生じている場合に一定期間ホームヘルパーを派遣します。

【取組の方向】

ひとり親家庭等で、日常生活において家事又は育児等に支障が生じている場合、一定期間ホームヘルパーを派遣し、その負担軽減を図るとともに、子育てを支援することにより自立を支援します。

第5章 子ども・子育て支援事業計画における量の見込み及び確保方策

1. 市町村子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、区市町村は、「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとされています。

また、同条第2項において、計画に掲載すべき事項が定められており、その内容は以下のとおりとなっています。

(1) 幼稚園や保育所などに関する需給計画

（提供エリア内の利用見込みとそれに対する定員を確保する計画）

本区を河川や鉄道などによりエリア分けした「提供エリア（教育・保育提供区域）」ごとに、計画期間の5か年度それぞれの幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）の「利用見込み数（必要利用定員総数）」と小規模保育事業や保育ママなど（地域型保育事業）の「利用見込み数」（＝需要）に対し、その見込み数に見合う幼稚園や保育所などの定員（＝供給）を確保していくための計画（確保方策）を定める必要があります。

(2) 「子育てひろば事業」などの地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

（提供エリア内の利用見込みとそれに対する提供体制を確保する計画）

(1)と同様に、提供エリア内の地域子ども・子育て支援事業に関する計画を定める必要があります。地域子ども・子育て支援事業とは、以下の13の事業をいいます。

①利用者支援事業	⑧子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
②時間外保育事業	⑨乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)
③放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ事業)	⑩養育支援訪問事業
④子育て短期支援事業(ショートステイ・トリートメント事業)	⑪妊婦健康診査事業
⑤地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑥一時預かり事業	⑬多様な主体の参入促進事業
⑦病児・病後児保育事業	

(3) 認定こども園の普及等に係る取組

（教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保内容）

認定こども園の普及に係る基本的な考え方などを定めることとなります。

なお、利用見込み数や確保する定員は、施設・事業の区分ごとに算出することとなります。特に保育所等を利用する場合は、利用できる条件に該当していることが必要となります。その区分は、「支給認定区分」といい、以下のとおりとなっています。

認定区分	対象者	給付の内容	対象施設・事業
1号認定	満3歳以上の教育を希望する（保育の必要性がない）就学前の子ども	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども	保育短時間* 保育標準時間*	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども	保育短時間* 保育標準時間*	保育所 認定こども園 小規模保育事業など

※就労時間などにより、利用できる時間が異なります。（短時間＝最長8時間・標準時間＝最長11時間）

※1号認定とは、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の規定による認定区分をいう。

※2号認定とは、同条第1項第2号の規定による認定区分をいう。

※3号認定とは、同条第1項第3号の規定による認定区分をいう。

2. 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画においては、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」、すなわち「教育・保育提供区域」を設定して、その区域ごとの「量の見込み（需要）」及び「確保方策（供給）」を計画するものとされています。

そのため、以下のとおり、整備の目安となる教育・保育提供区域を設定し、必要なサービスを必要な時期に適切に提供する体制を確保し、本区の教育・保育・子育て支援サービスを推進していきます。

なお、この設定区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量を見込むためのものであり、区域ごとに各施設・事業等の利用が制限されるものではありません。

(1) 教育・保育に係る区域

【1号認定＝教育利用】

利用状況と利用希望が概ね均衡し、広域利用も多いことから、区域を限定せず、「本区全域＝**1区域**」とします。

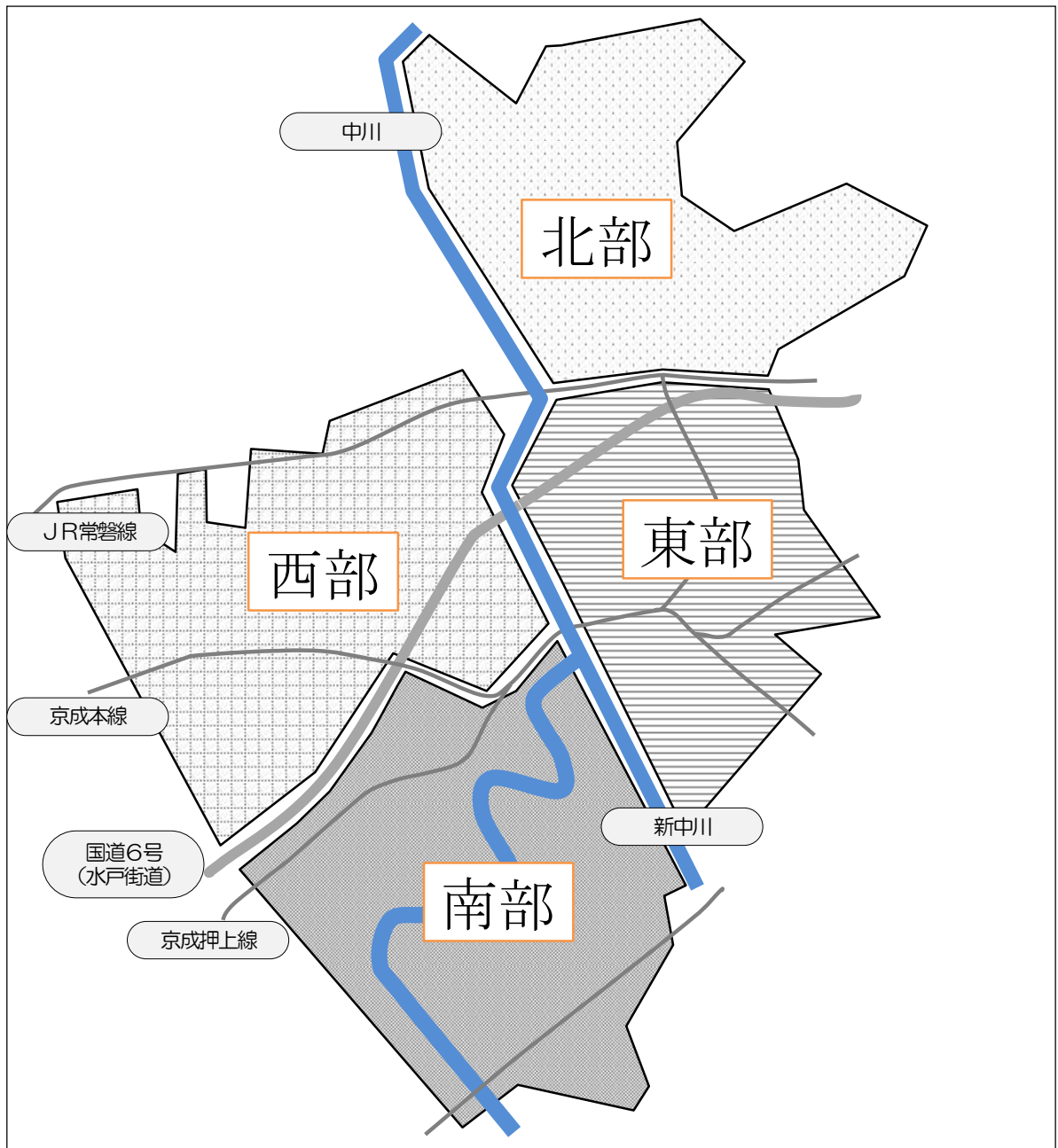
【2号及び3号認定＝保育利用】

本区の地理的条件や社会的条件（河川、鉄道、道路など）を踏まえ、保育サービスを身近な地域で利用できること及び基盤整備上の柔軟性を総合的に勘案し、東部、西部、南部、北部の「**4区域**」とします。

(2) 地域子ども・子育て支援事業に係る区域

基盤整備や事業実施上の効果などを総合的に勘案し、「本区全域＝**1区域**」とします。

■教育・保育提供区域（1号認定及び地域子ども・子育て支援事業は葛飾区全域）



教育・保育提供区域	該当地域
東部地域	奥戸9丁目/鎌倉1~4丁目/金町1~6丁目/高砂2~8丁目/ 細田1・3~5丁目/柴又1~7丁目/新宿1~5丁目
西部地域	お花茶屋1~3丁目/亀有1~5丁目/四つ木3~5丁目/ 小菅1~4丁目/西亀有1~4丁目/青戸3~8丁目/東堀切1~3丁目/ 白鳥1~4丁目/宝町1・2丁目/堀切1~8丁目
南部地域	奥戸1~8丁目/高砂1丁目/細田2丁目/四つ木1・2丁目/ 新小岩1~4丁目/西新小岩1~5丁目/青戸1・2丁目/ 東四つ木1~4丁目/東新小岩1~8丁目/東立石1~4丁目/ 立石1~8丁目
北部地域	新宿6丁目/水元1~5丁目/西水元1~6丁目/東金町1~8丁目/ 東水元1~6丁目/南水元1~4丁目

3. 教育・保育の量の見込み及び確保方策

■表の見方

平成27年度 ①	支給認定区分	第1号	第2号	第3号		
	年齢	満3歳以上	満3歳以上	満3歳未満		
			③	1歳:2歳	0歳	
	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育
		3,753人	1,773人	5,648人	55人	1,181人
		5,526人		10,594人		
確保方策	教育・保育施設	6,975人	5,723人	2,974人	833人	
	② 地域型保育事業			244人	102人	
	その他	⑥	105人	7人	81人	
確保合計	6,975人	5,828人	3,459人	1,016人		
			10,303人			

① 計画年度	② 施設・事業区分 【教育・保育施設】 幼稚園、保育所、 認定こども園 【地域型保育事業】 小規模保育、 家庭的保育、 事業所内保育、 居宅訪問型保育 【その他】 認証保育所、 新制度に移行しない幼稚園	③ 支給認定／年齢区分 第1号＝教育利用(満3歳以上) 第2号＝保育利用(満3歳以上) 第3号＝保育利用(満3歳未満)	④ 教育利用見込み数	⑤ 保育利用見込み数 3-5歳/1・2歳/0歳
		⑥ 教育利用見込み数に 対する幼稚園・認定こ ども園の確保定員数	⑦ 保育利用見込み数に 対する保育所・認定こ ども園・地域型保育事 業等の確保定員数	

※第2号の利用見込み数が「教育」と「保育」に分かれているのは、通常、保育の必要性がある「保育(2号)認定」を受けられる共働き家庭等のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者については、幼稚園において定員数を確保するため。

■教育・保育の確保方策の概要

確保方策		区域	計画開始時 (定員)	平成 27 年度 (定員)	平成 28 年度 (定員)	平成 29 年度 (定員)	平成 31 年度 (定員)	増減
1	教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	区全域	9,284 人	9,468 人	9,678 人	9,885 人	9,885 人	601 人
		東部	2,195 人	2,195 人	2,195 人	2,195 人	2,195 人	0 人
		西部	2,821 人	2,926 人	3,034 人	3,034 人	3,034 人	213 人
		南部	2,403 人	2,482 人	2,584 人	2,791 人	2,791 人	388 人
		北部	1,865 人	1,865 人	1,865 人	1,865 人	1,865 人	0 人
2	地域型保育事業 (小規模保育事業、 家庭的保育事業等)	区全域	157 人	353 人	556 人	801 人	801 人	644 人
		東部	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人	0 人
		西部	41 人	129 人	205 人	300 人	300 人	259 人
		南部	59 人	149 人	240 人	335 人	335 人	276 人
		北部	48 人	66 人	102 人	157 人	157 人	109 人
3	その他 (認証保育所)	区全域	427 人	427 人	427 人	427 人	427 人	0 人
		東部	101 人	101 人	101 人	101 人	101 人	0 人
		西部	209 人	209 人	209 人	209 人	209 人	0 人
		南部	117 人	117 人	117 人	117 人	117 人	0 人
		北部	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
合計		区全域	9,868 人	10,248 人	10,661 人	11,113 人	11,113 人	1,245 人
整備率 (0-5 歳人口/定員)			46%	48%	50%	52%		

■教育・保育の需給計画（量の見込みと確保方策）

総括表（区全域）

待機児童解消加速化期間

支給認定区分	年 齢	第1号	第2号		第3号	
		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
					1歳・2歳	0歳
平成27年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育
		3,753人	1,773人	5,648人	3,765人	1,181人
		5,526人		10,594人		
	確保方策	教育・保育施設	1,674人	5,688人	2,956人	824人
		地域型保育事業			255人	98人
その他		4,895人	105人	241人	81人	
確保合計		6,569人	5,793人	3,452人	1,003人	
			10,248人			
平成28年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育
		3,753人	1,773人	5,648人	3,765人	1,181人
		5,526人		10,594人		
	確保方策	教育・保育施設	1,674人	5,796人	3,028人	854人
		地域型保育事業			399人	157人
その他		4,895人	105人	241人	81人	
確保合計		6,569人	5,901人	3,668人	1,092人	
			10,661人			
平成29年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育
		3,753人	1,773人	5,648人	3,765人	1,181人
		5,526人		10,594人		
	確保方策	教育・保育施設	1,674人	5,904人	3,100人	881人
		地域型保育事業			574人	227人
その他		4,895人	105人	241人	81人	
確保合計		6,569人	6,009人	3,915人	1,189人	
			11,113人			

平成30年度	支給認定区分		第1号	第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上	満3歳未満		
					1歳・2歳	0歳	
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育 3,753人	教育 1,773人	保育 5,648人	保育 3,765人	保育 1,181人
			5,526人		10,594人		
確保 方策	教育・保育施設		1,674人		5,904人	3,100人	881人
	地域型保育事業					574人	227人
	その他		4,895人		105人	241人	81人
確保合計			6,569人		6,009人	3,915人	1,189人
					11,113人		

平成31年度	支給認定区分		第1号	第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上	満3歳未満		
					1歳・2歳	0歳	
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育 3,753人	教育 1,773人	保育 5,648人	保育 3,765人	保育 1,181人
			5,526人		10,594人		
確保 方策	教育・保育施設		1,674人		5,904人	3,100人	881人
	地域型保育事業					574人	227人
	その他		4,895人		105人	241人	81人
確保合計			6,569人		6,009人	3,915人	1,189人
					11,113人		

■0-2歳の保育利用率

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
区全体	41%	45%	48%	49%	49%
東部	48%	48%	48%	49%	50%
西部	41%	45%	48%	48%	49%
南部	38%	43%	49%	49%	50%
北部	42%	44%	47%	48%	49%

※保育利用率は、各年度における定員を推計人口で除して算出

(1) 教育利用に係る量の見込みと確保方策

区 全 域

平成 27 年度	支給認定区分		第1号	第2号
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育
			3,753 人	1,773 人
			5,526 人	
	確保方策	教育・保育施設	1,674 人	
		その他	4,895 人	
確保合計		6,569 人		

平成 28 年度	支給認定区分		第1号	第2号
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育
			3,753 人	1,773 人
			5,526 人	
	確保方策	教育・保育施設	1,674 人	
		その他	4,895 人	
確保合計		6,569 人		

平成 29 年度	支給認定区分		第1号	第2号
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育
			3,753 人	1,773 人
			5,526 人	
	確保方策	教育・保育施設	1,674 人	
		その他	4,895 人	
確保合計		6,569 人		

平成 30 年度	支給認定区分		第1号	第2号
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育
			3,753人	1,773人
			5,526人	
	確保方策	教育・保育施設	1,674人	
		その他	4,895人	
確保合計		6,569人		

平成 31 年度	支給認定区分		第1号	第2号
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育
			3,753人	1,773人
			5,526人	
	確保方策	教育・保育施設	1,674人	
		その他	4,895人	
確保合計		6,569人		

※「確保方策」における「確認を受ける幼稚園」と「確認を受けない幼稚園」の確保数は、平成 27 年度当初見込みであり、計画期間内でそれぞれの数値は変動する可能性がある。

※平成 26 年5月1日現在の本区住民の区内施設利用人数は、4,638 人

※平成 26 年5月1日現在の本区住民の区外施設利用人数は、605 人

※平成 26 年5月1日現在の本区住民以外の区内施設利用人数は、1,463 人

(2) 保育利用に係る量の見込みと確保方策（4区域別）

東部地域

待機児童解消加速化期間

支給認定区分		第2号		第3号		
		満3歳以上		満3歳未満		
年 齢				1歳・2歳	0歳	
		教育	保育	保育	保育	
平成27年度	必要利用定員総数 (量の見込み)		273人	1,028人	685人	209人
			1,922人			
	確保 方策	教育・保育施設		1,303人	703人	189人
		地域型保育事業			6人	3人
		その他		25人	57人	19人
確保合計			1,328人	766人	211人	
		2,305人				
平成28年度	必要利用定員総数 (量の見込み)		273人	1,028人	685人	209人
			1,922人			
	確保 方策	教育・保育施設		1,303人	703人	189人
		地域型保育事業			6人	3人
		その他		25人	57人	19人
確保合計			1,328人	766人	211人	
		2,305人				
平成29年度	必要利用定員総数 (量の見込み)		273人	1,028人	685人	209人
			1,922人			
	確保 方策	教育・保育施設		1,303人	703人	189人
		地域型保育事業			6人	3人
		その他		25人	57人	19人
確保合計			1,328人	766人	211人	
		2,305人				

平成30年度	支給認定区分		第2号		第3号	
	年 齢		満3歳以上		満3歳未満	
					1歳・2歳	0歳
			教育	保育	保育	保育
	必要利用定員総数 (量の見込み)		273人	1,028人	685人	209人
				1,922人		
	確保 方策	教育・保育施設		1,303人	703人	189人
		地域型保育事業			6人	3人
その他			25人	57人	19人	
確保合計			1,328人	766人	211人	
			2,305人			

平成31年度	支給認定区分		第2号		第3号	
	年 齢		満3歳以上		満3歳未満	
					1歳・2歳	0歳
			教育	保育	保育	保育
	必要利用定員総数 (量の見込み)		273人	1,028人	685人	209人
				1,922人		
	確保 方策	教育・保育施設		1,303人	703人	189人
		地域型保育事業			6人	3人
その他			25人	57人	19人	
確保合計			1,328人	766人	211人	
			2,305人			

西部地域

支給認定区分		第2号		第3号			
		満3歳以上		満3歳未満			
年 齢				1歳・2歳	0歳		
必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	保育	保育	保育		
平成27年度		640人	1,826人	1,218人	417人		
		3,461人					
		確保 方策	教育・保育施設		1,746人	922人	258人
			地域型保育事業			87人	42人
その他			49人	124人	36人		
確保合計			1,795人	1,133人	336人		
				3,264人			
支給認定区分		第2号		第3号			
年 齢		満3歳以上		満3歳未満			
				1歳・2歳	0歳		
必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	保育	保育	保育		
平成28年度		640人	1,826人	1,218人	417人		
		3,461人					
		確保 方策	教育・保育施設		1,800人	958人	276人
			地域型保育事業			135人	70人
その他			49人	124人	36人		
確保合計			1,849人	1,217人	382人		
				3,448人			
支給認定区分		第2号		第3号			
年 齢		満3歳以上		満3歳未満			
				1歳・2歳	0歳		
必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	保育	保育	保育		
平成29年度		640人	1,826人	1,218人	417人		
		3,461人					
		確保 方策	教育・保育施設		1,800人	958人	276人
			地域型保育事業			195人	105人
その他			49人	124人	36人		
確保合計			1,849人	1,277人	417人		
				3,543人			

待機児童解消加速化期間

支給認定区分		第2号		第3号	
		満3歳以上		満3歳未満	
年 齢				1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	保育	保育	保育
		平成30年度		640人	1,826人
		3,461人			
確保 方策	教育・保育施設		1,800人	958人	276人
	地域型保育事業			195人	105人
	その他		49人	124人	36人
確保合計			1,849人	1,277人	417人
		3,543人			

支給認定区分		第2号		第3号	
		満3歳以上		満3歳未満	
年 齢				1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	保育	保育	保育
		平成31年度		640人	1,826人
		3,461人			
確保 方策	教育・保育施設		1,800人	958人	276人
	地域型保育事業			195人	105人
	その他		49人	124人	36人
確保合計			1,849人	1,277人	417人
		3,543人			

南部地域

支給認定区分		第2号		第3号		
		満3歳以上		満3歳未満		
年 齢				1歳・2歳	0歳	
平成27年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	保育	保育	保育	
		438人	1,703人	1,135人	368人	
			3,206人			
	確保 方策	教育・保育施設		1,537人	748人	197人
		地域型保育事業			109人	40人
		その他		31人	60人	26人
	確保合計			1,568人	917人	263人
			2,748人			
	支給認定区分		第2号		第3号	
	年 齢		満3歳以上		満3歳未満	
				1歳・2歳	0歳	
必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	保育	保育	保育		
	438人	1,703人	1,135人	368人		
		3,206人				
確保 方策	教育・保育施設		1,591人	784人	209人	
	地域型保育事業			169人	71人	
	その他		31人	60人	26人	
確保合計			1,622人	1,013人	306人	
		2,941人				
支給認定区分		第2号		第3号		
年 齢		満3歳以上		満3歳未満		
				1歳・2歳	0歳	
必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	保育	保育	保育		
	438人	1,703人	1,135人	368人		
		3,206人				
確保 方策	教育・保育施設		1,699人	856人	236人	
	地域型保育事業			229人	106人	
	その他		31人	60人	26人	
確保合計			1,730人	1,145人	368人	
		3,243人				

待機児童解消加速化期間

支給認定区分		第2号		第3号	
		満3歳以上		満3歳未満	
年 齢				1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	保育	保育	保育
		平成30年度		438人	1,703人
		3,206人			
確保 方策	教育・保育施設		1,699人	856人	236人
	地域型保育事業			229人	106人
	その他		31人	60人	26人
確保合計			1,730人	1,145人	368人
		3,243人			

支給認定区分		第2号		第3号	
		満3歳以上		満3歳未満	
年 齢				1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	保育	保育	保育
		平成31年度		438人	1,703人
		3,206人			
確保 方策	教育・保育施設		1,699人	856人	236人
	地域型保育事業			229人	106人
	その他		31人	60人	26人
確保合計			1,730人	1,145人	368人
		3,243人			

北部地域

待機児童解消加速化期間

支給認定区分		第2号		第3号		
		満3歳以上		満3歳未満		
年 齢				1歳・2歳	0歳	
必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	保育	保育	保育	
平成27年度		422人	1,091人	727人	187人	
			2,005人			
	確保 方策	教育・保育施設		1,102人	583人	180人
		地域型保育事業			53人	13人
		その他		0人	0人	0人
確保合計			1,102人	636人	193人	
		1,931人				
支給認定区分		第2号		第3号		
年 齢		満3歳以上		満3歳未満		
必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	保育	保育	保育	
平成28年度		422人	1,091人	727人	187人	
			2,005人			
	確保 方策	教育・保育施設		1,102人	583人	180人
		地域型保育事業			89人	13人
		その他		0人	0人	0人
確保合計			1,102人	672人	193人	
		1,967人				
支給認定区分		第2号		第3号		
年 齢		満3歳以上		満3歳未満		
必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	保育	保育	保育	
平成29年度		422人	1,091人	727人	187人	
			2,005人			
	確保 方策	教育・保育施設		1,102人	583人	180人
		地域型保育事業			144人	13人
		その他		0人	0人	0人
確保合計			1,102人	727人	193人	
		2,022人				

支給認定区分		第2号		第3号	
		満3歳以上		満3歳未満	
年 齢				1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	保育	保育	保育
		平成30年度		422人	1,091人
		2,005人			
確保 方策	教育・保育施設		1,102人	583人	180人
	地域型保育事業			144人	13人
	その他		0人	0人	0人
確保合計			1,102人	727人	193人
		2,022人			

支給認定区分		第2号		第3号	
		満3歳以上		満3歳未満	
年 齢				1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	保育	保育	保育
		平成31年度		422人	1,091人
		2,005人			
確保 方策	教育・保育施設		1,102人	583人	180人
	地域型保育事業			144人	13人
	その他		0人	0人	0人
確保合計			1,102人	727人	193人
		2,022人			

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

■地域子ども・子育て支援事業の確保方策の概要

事業名		目標単位	計画開始時	平成27年度	平成31年度	増減
1	利用者支援事業	実施箇所	0	4~8		4~8
2	時間外保育事業	実施箇所	76	79	83	7
3	放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ事業)	入会児童数	3,796	4,016	4,896	1,100
4	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	実施箇所	1	1		0
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	実施箇所	1	1		0
5	地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	実施箇所	36	39	51	15
6	病児・病後児保育事業	実施箇所	9	9	10	1
7	一時預かり事業(保育所等)	実施箇所	26	26	42	16
	一時預かり事業(幼稚園)	実施箇所	29	29		0
8	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	年間延べ利用人数	4,981	5,691		710
9	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	実施体制 (訪問指導員数)	21			
10	養育支援訪問事業	実施箇所	4	4		0
11	妊婦健康診査事業	妊婦健診回数	14			
		超音波検査回数	1			
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	事業実施に向けた検討				
13	多様な主体の参入促進事業	事業実施に向けた検討				

※計画開始時の学童保育クラブ入会児童数は、平成26年4月1日現在

※計画開始時の子育て援助活動支援事業の年間延べ利用人数は、平成25年度実績

■地域子ども・子育て支援事業の需給計画（量の見込みと確保方策）

事業名		実施時期(年度)		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1	利用者支援事業	量の見込み	(か所)	利用状況等を踏まえて、4～8か所程度				
		確保方策	(か所)	利用状況等を踏まえて、4～8か所程度				
2	時間外保育事業	量の見込み	(人)	2,707	2,707	2,707	2,707	2,707
			(か所)	83	83	83	83	83
		確保方策	(か所)	79	81	83	83	83
3	放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ事業)	量の見込み	(人)	4,896	4,896	4,896	4,896	4,896
		確保方策	(人)	4,016	4,236	4,456	4,676	4,896
4	子育て短期支援事業	量の見込み	(延べ人数)	343	343	343	343	343
			確保方策	(延べ人数)	1,795	1,795	1,795	1,795
		確保方策	(か所)	1	1	1	1	1
	トワイライトステイ	量の見込み	(延べ人数)	74	74	74	74	74
			確保方策	(延べ人数)	3,000	3,000	3,000	3,000
		確保方策	(か所)	1	1	1	1	1
5	地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	量の見込み	(延べ人数)	224,970	224,970	224,970	224,970	224,970
			(か所)	51	51	51	51	51
		確保方策	(か所)	39	42	45	48	51
6	一時預かり事業	量の見込み	(延べ人数)	101,300	101,300	101,300	101,300	101,300
			確保方策	(延べ人数)	68,800	76,300	83,800	91,300
		確保方策	(か所)	26	32	35	38	42
	幼稚園	量の見込み	(延べ人数)	168,452	168,452	168,452	168,452	168,452
			確保方策	(延べ人数)	123,579	134,797	146,015	157,233
		確保方策	(か所)	29	29	29	29	29

事業名		実施時期(年度)		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
7	病児・病後児保育事業	量の見込み	(延べ人数)	9,365	9,365	9,365	9,365	9,365
		確保方策	(延べ人数)	8,800	8,800	8,800	9,600	9,600
			(か所)	9	9	9	10	10
8	子育て援助活動支援事業	就学前児童預かり	量の見込み	(延べ人数)	1,411	1,411	1,411	1,411
		就学児童預かり	量の見込み	(延べ人数)	1,396	1,396	1,396	1,396
	(ファミリー・サポート・センター事業)	確保方策	(延べ人数)	5,691	5,691	5,691	5,691	5,691
9	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	量の見込み	(人)	3,525	3,497	3,471	3,425	3,381
		確保方策	(訪問指導員数)	21	21	21	21	21
10	養育支援訪問事業	量の見込み	(延べ人数)	128	128	128	128	128
			(か所)	4	4	4	4	4
		確保方策	(か所)	4	4	4	4	4
11	妊婦健康診査事業	量の見込み	(初回健診数)	3,811	3,780	3,752	3,703	3,656
		確保方策	妊婦健診 (実施回数)	14	14	14	14	14
			超音波健診 (実施回数)	1	1	1	1	1
12	実費徴収に係る補足給付	確保方策	(実施内容)	事業実施に向けて検討				
13	多様な主体参入促進	確保方策	(実施内容)	事業実施に向けて検討				

5. 認定こども園の普及等に係る取組（教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保）

子ども・子育て支援法の趣旨は、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、その支援は良質かつ適切なものでなければならないとされています。

子ども・子育て支援において、幼児期の教育・保育を担う幼稚園及び保育所の役割が極めて重要であることはいうまでもありません。

幼児期の教育・保育の目的が達成されるよう国の告示により定められている「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」並びに「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」は、互いに教育・保育の内容の整合が図られております。

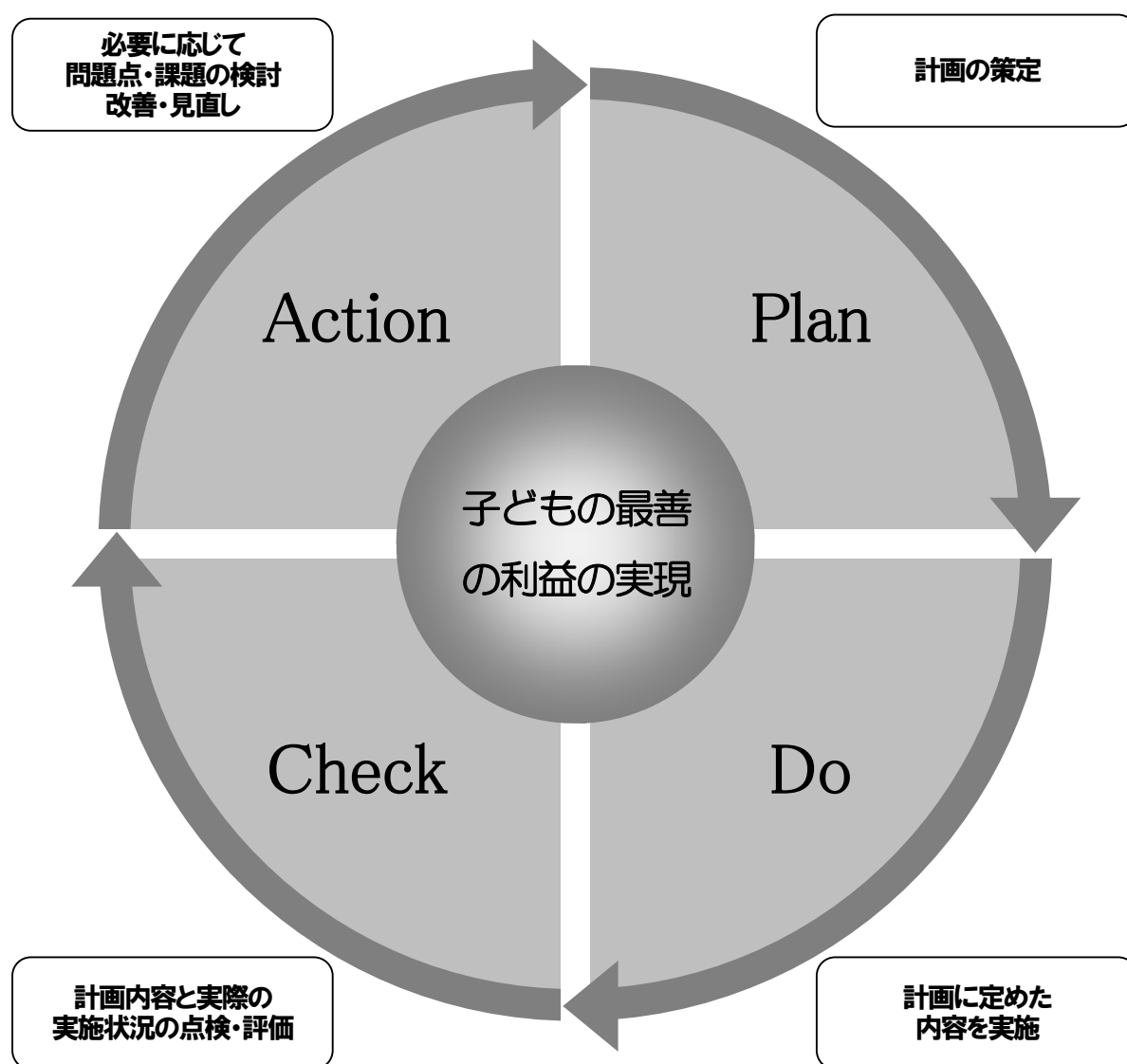
また、乳児期から小学校就学前までの一貫した教育・保育や発達の連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続を図っていくことが重要であることから、本区として、幼稚園、保育所、認定こども園などの施設形態の違いを踏まえた上で、それぞれの施設において教育・保育・子育て支援の提供が総合的かつ一体的に図られるよう、施設・事業者の創意工夫を生かした運営を促進していきます。

その上で、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であります。国は、既存の幼稚園・保育所が移行する場合における需給調整に係る特例措置を示しており、都道府県は、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、供給が地域の需要に都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数を加えた数に達するまでは、認可・認定基準を満たす限り、原則、認可・認定するものとされています。

そのため、本区では、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画上、具体的な数値としては定めず、供給が需要を上回る場合にも、認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定していくとする東京都の方針も踏まえ、既存の幼稚園や保育所からの移行や新たな設置について、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、適切に普及・促進を図っていきます。

第6章 計画の推進体制

本計画の実現に向けては、毎年度、PDCAサイクルに基づいて、計画の実施状況について子どもの最善の利益の視点から点検・評価し、必要に応じて問題点や課題の検討を行い、改善や見直しなど必要な措置を講じていくこととします。



1. 計画の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの区民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、広く区民に周知します。

また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

2. 関係機関等との連携・協働

子育て支援に関わる取組は多岐にわたっているため、庁内関係部局の連携を緊密にし、定期的に関係部局間で課題の共有を図るための情報交換を行い、全庁的に効果的な事業推進を行う体制を整えていきます。

その上で、基本理念の実現には、家庭、教育・保育機関、地域、企業、行政などが相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組む必要があります。

関係者それぞれが適切に役割を果たしていくとともに、関係機関相互の連携が行われるよう積極的に関わり、子育てを子どもに身近な地域において、地域の人びとと共に支える体制を整えていきます。

3. 計画の実施状況の点検・評価

計画に定められた施策の実施状況を毎年度、点検・評価するとともに、利用者へのアンケートを実施し、満足度や要望などを把握していきます。結果についても広報紙やホームページへの掲載などにより区民に周知し、今後の計画の推進や見直しに反映させていきます。

4. 子ども・子育て会議

計画の推進にあたり、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき条例により区長の附属機関として設置した「葛飾区子ども・子育て会議」の意見を踏まえて進めていきます。委員は、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などで構成されています。

5. その他

本計画は、葛飾区基本計画における「公共施設の効果的・効率的な活用」や「子育て支援施設の整備方針」などの全庁の取組を踏まえて推進していきます。

參考資料

1. 計画の策定経過

<子ども・子育て会議>

開催年月		議題
第1回 子ども・子育て会議	平成25年9月 3日(火)	<ol style="list-style-type: none"> 1 会議の運営について 2 子ども・子育て支援新制度の概要について 3 (仮称)葛飾区子ども・子育て支援事業計画の概要について 4 今後の会議スケジュールについて 5 その他
第2回 子ども・子育て会議	11月 1日(金)	<ol style="list-style-type: none"> 1 葛飾区子育て支援行動計画(後期計画)の進捗状況(平成24年度)について 2 ニーズ調査に関する経過報告について 3 (仮称)葛飾区子ども・子育て支援事業計画について 4 新制度に向けた国の動き(基本指針(案)等)について 5 その他
第3回 子ども・子育て会議	3月28日(金)	<ol style="list-style-type: none"> 1 葛飾区子ども・子育て支援ニーズ調査結果について 2 作業部会における検討経過について 3 グループヒアリングの実施状況について 4 今後のスケジュール(予定)について 5 その他
第4回 子ども・子育て会議	4月25日(金)	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育・保育に係る提供区域の設定(案)について 2 教育・保育に係る需要量の見込み(案)について 3 地域子ども・子育て支援事業に係る提供区域の設定について 4 地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込みについて 5 その他
第5回 子ども・子育て会議	5月30日(金)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域子ども・子育て支援事業に係る提供区域の設定(案)について 2 地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み(案)について 3 その他
第6回 子ども・子育て会議	6月27日(金)	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画骨子(案) 2 その他
第7回 子ども・子育て会議	7月31日(木)	<ol style="list-style-type: none"> 1 葛飾区子ども・子育て支援事業計画(素案)について 2 その他
第8回 子ども・子育て会議	8月18日(月)	<ol style="list-style-type: none"> 1 葛飾区子ども・子育て支援事業計画(素案)について 2 子ども・子育て支援新制度における各種基準について 3 その他

開催年月		議題
第9回 子ども・子育て会議	11月20日(木)	1 葛飾区子育て支援行動計画(後期計画)事業実施状況等について 2 葛飾区子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリック・コメントの実施結果について 3 平成27年度における支給認定手続き等について 4 その他
第10回 子ども・子育て会議	12月18日(木)	1 葛飾区子ども・子育て支援事業計画(案)について 2 教育・保育施設及び事業の認可・確認について 3 その他

<作業部会>

開催年月		議題
第1回 作業部会	平成26年2月12日(水)	1 葛飾区子ども・子育て支援ニーズ調査の結果要点について 2 「量の見込み」の算出方法について 3 東京都への「量の見込み」の報告について 4 区域の設定(案)について 5 その他
第2回 作業部会	3月5日(水)	1 教育・保育に係る需要量の見込み(案)について 2 「区域の設定」について 3 その他
第3回 作業部会	4月18日(金)	1 教育・保育に係る提供区域の設定について 2 教育・保育に係る需要量の見込み(案)について 3 地域子ども・子育て支援事業に係る提供区域の設定について 4 地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み(案)について 5 その他
第4回 作業部会	5月16日(金)	1 地域子ども・子育て支援事業に係る提供区域の設定について 2 地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込みについて 3 その他
第5回 作業部会	7月15日(火)	1 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策について 2 計画骨子(案)について 3 その他

2. 子ども・子育て会議

(1) 設置条例

葛飾区子ども・子育て会議条例

平成25年6月19日
条例第27号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、葛飾区長（以下「区長」という。）の附属機関として、葛飾区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務のほか、区長が必要と認める事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する。

- (1) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は第3条第2項第1号に掲げる者のうちから区長が指名し、副会長は互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(2) 委員名簿

No	氏名	団体名等	備考
◎ 1	村井 美紀	学識経験者（会長）（福祉）	学識
○ 2	加藤 悦雄	学識経験者（福祉）	学識
3	阿部 恵	学識経験者（保育）	学識
4	浅野 幸継 （平成26年3月28日～） 岩城 堅司 （～平成26年2月20日）	葛飾区民生委員児童委員協議会	団体
5	阿部 久之	葛飾区子ども会育成会連合会	団体
6	井上 洋一	連合葛飾地区協議会	団体
7	上田 郁子	かつしか女性会議	団体
8	浦岡 秀次	葛飾区自治町会連合会	団体
9	黒沢 富子	葛飾区青少年育成地区委員会会長連絡協議会	団体
10	小林 栄子	一般社団法人葛飾区医師会	団体
11	篠原 淑子	かつしか子育てネットワーク	団体
12	鈴木 秀史	葛飾区私立学童保育クラブ連合会	団体
13	高野 博子	公益社団法人葛飾区歯科医師会	団体
14	田牧 邦江	葛飾区青少年委員会	団体
15	南雲 美枝子	葛飾区障害者福祉連合会	団体
16	信川 仁道	東京商工会議所葛飾支部	団体
17	福島 一雄	児童養護施設（社会福祉法人共生会）	団体
18	二葉 昭二	葛飾区私立幼稚園連合会	団体
19	星 英壽	葛飾区私立保育園経営者協議会	団体
20	町山 芳夫	葛飾区私立幼稚園連合会	団体
21	山口 千晴	葛飾区私立保育園連盟	団体
22	谷本 綾乃	公募区民	公募
23	廣瀬 郁美	公募区民	公募
24	三浦 有紀	公募区民	公募
25	森田 雅子	公募区民	公募

（区内関係団体、公募区民は五十音順・敬称略）

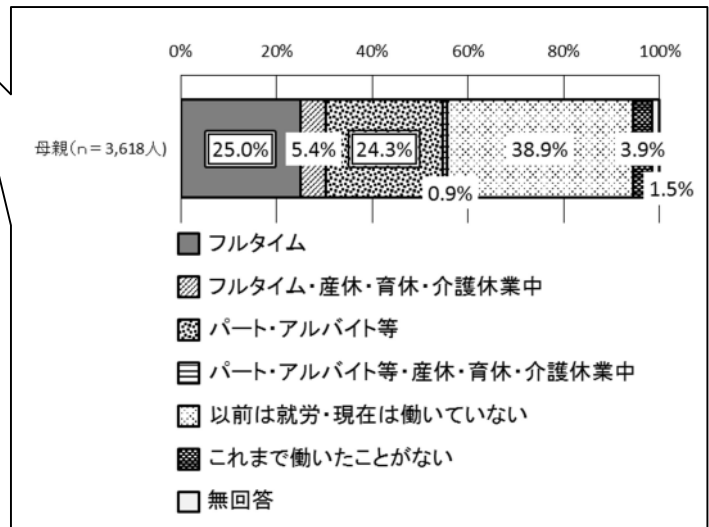
◎：会長、○：副会長

3. 子ども・子育て支援ニーズ調査結果概要

(1) 子育て支援施設の利用希望等に関する調査結果概要

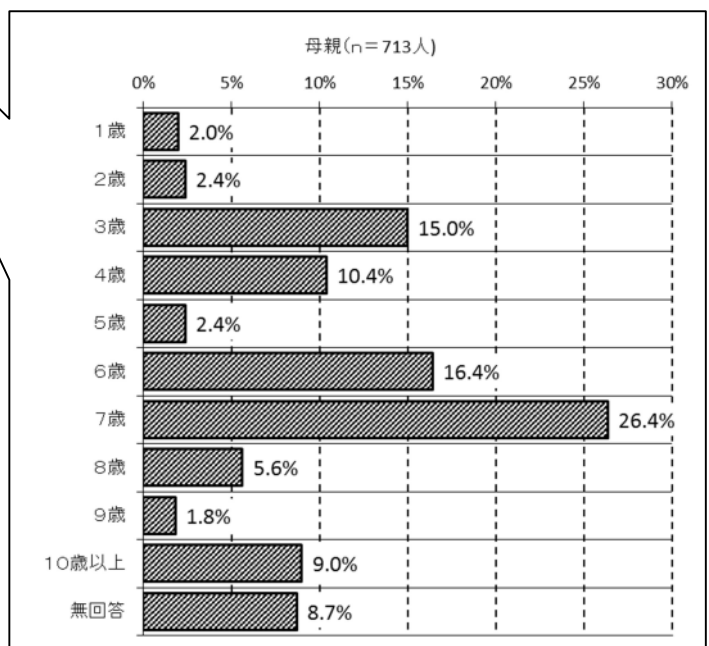
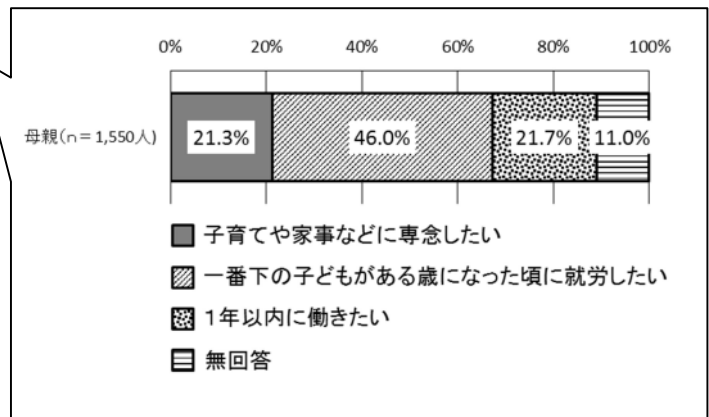
<保護者の就労状況>

- 母親のほぼ半数は、「フルタイム」、「パート・アルバイト等」で現在就労中にあります。



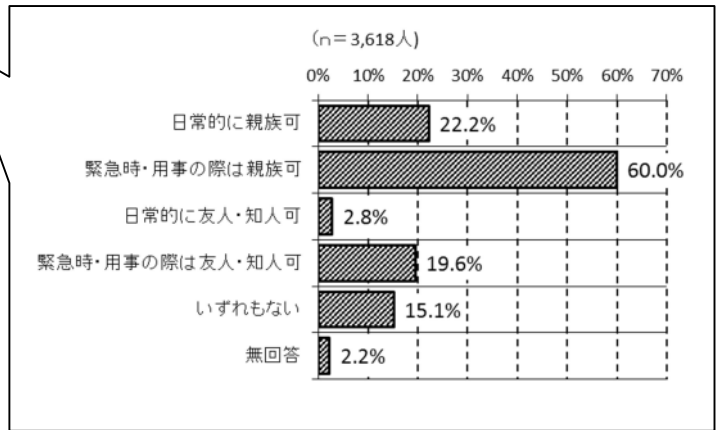
<母親の就労希望>

- 母親の就労希望をみると、46.0%は「一番下の子どもがある歳になった頃に就労したい」としています。
- 一番下の子どもが何歳ぐらいになったら就労したいのかについてみると、「7歳」が26.4%で最も多く、「1歳」(2.0%)、「2歳」(2.4%)といった3歳未満での就労を希望する人は5%未満となっています。



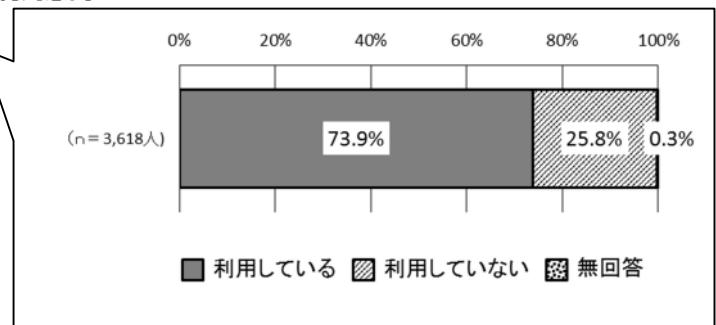
<子どもをみてもらえる親族等の状況>

○日常的に祖父母等の親族に子どもをみてもらえるという回答は22.2%、緊急時等に祖父母等にみてもらえるという回答は60.0%あり、就学前児童保護者の8割以上は何かの時には祖父母等に子どもの面倒を見てもらえる状況にあります。



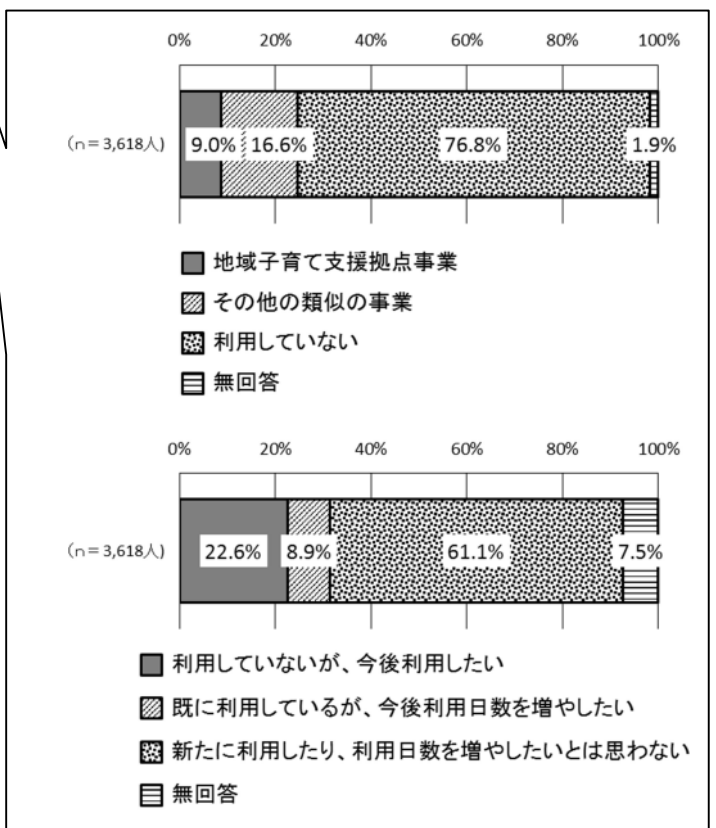
<平日の定期的な教育・保育事業の利用状況・利用意向>

○7割以上が、平日に定期的に教育・保育事業（幼稚園や保育所など）を利用しているとしています。
 ○利用している教育・保育事業としては、「認可保育所」(51.7%)、「幼稚園」(38.0%)が多くなっています。
 ○平日に定期的に教育・保育事業を利用していない人の理由としては、「利用する必要がない」(46.3%)と「子どもがまだ小さいため」(45.1%)が多くなっています。
 ○今後の平日における定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「幼稚園」(56.8%)、「認可保育所」(48.8%)、「幼稚園の預かり保育」(32.9%)への回答が多くなっています。



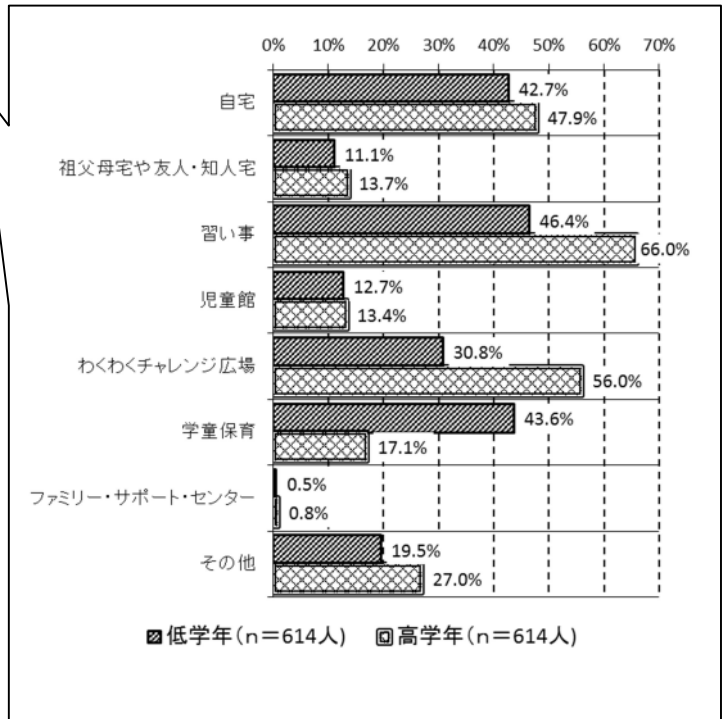
<その他のサービスの利用状況・利用意向>

○子育てひろば（地域子育て支援事業）については、76.8%が「利用していない」としており、今後の利用についても61.1%が「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」としています。
 ○土・日・長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望については、土・日については「利用する必要がない」(土曜:62.5%、日曜:79.4%)という回答が多くなっていますが、長期休暇中については、51.1%が「休みの期間中、週に数日利用したい」としています。



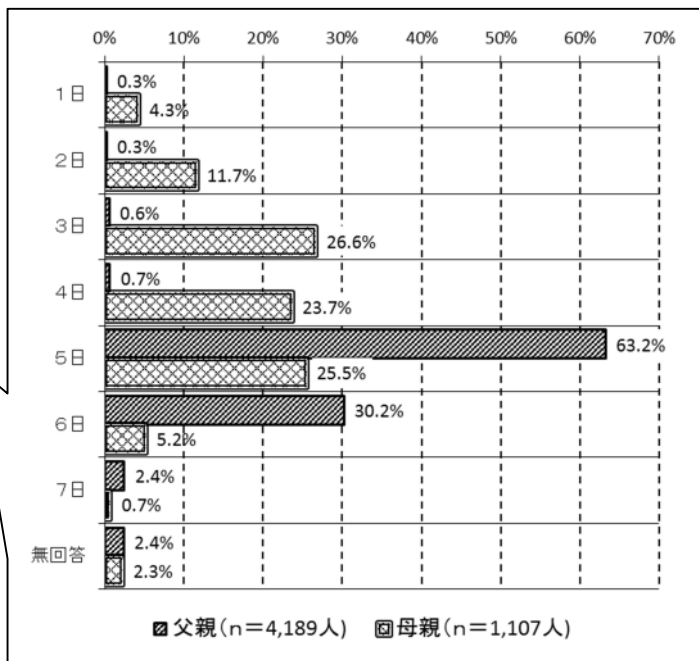
<小学校就学後の放課後の過ごし方について>

○5歳児のお子さんの保護者に、お子さんが小学校になってから放課後をどのように過ごさせたいかについて聞いたところ、低学年・高学年を通じて「習い事」と「自宅」への回答が多くなっています。「学童保育」については低学年の間は4割以上の希望がありますが、高学年になると2割弱となり、かわって「わくわくチャレンジ広場」(56.0%)への回答が多くなっています。

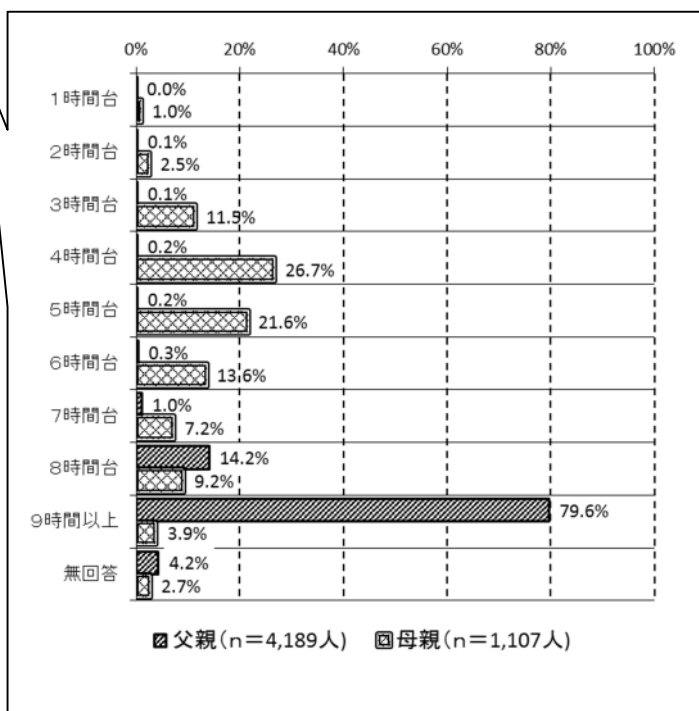


(2) 幼稚園園児保護者の就労状況等に関する調査結果概要

- 区内幼稚園利用者の8割は区内居住者となっています。
- 幼稚園園児保護者では、母親の70.3%が現在「就労していない」としており、20.3%は「パート・アルバイト等」をしているとしています。
- 保護者の1週あたりの就労日数をみると、母親の就労日数は3~5日が多く、いずれも25%前後の割合を占めています。

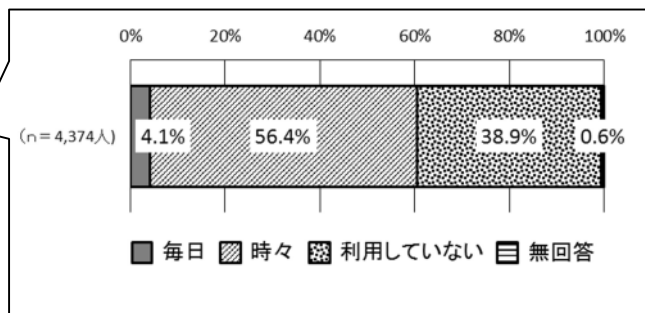


- 残業時間を含む1日の就労時間は父親では「9時間以上」は約8割を占めています。母親では「4時間台」が26.7%、「5時間台」が21.6%と4~5時間という回答が多くなっています。

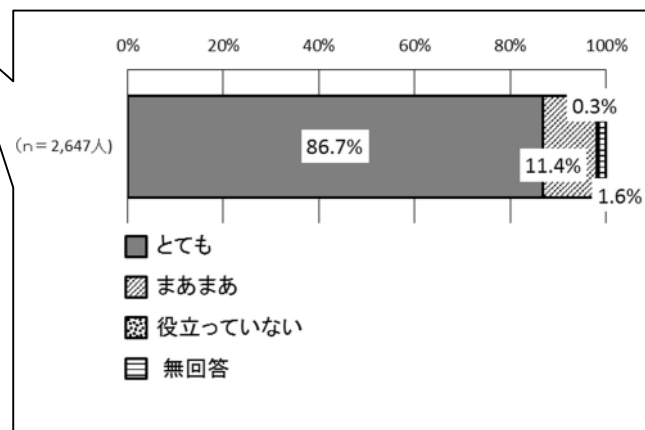


(3) 幼稚園における預かり保育の利用に関する調査結果概要

- 幼稚園における預かり保育利用者の77.7%は区内居住者となっています。
- 幼稚園における預かり保育の利用状況についてみると、56.4%は「時々」利用しているとしており、預かり保育を利用する理由としては、「母親のリフレッシュのため」が43.9%でもっとも多くなっています。

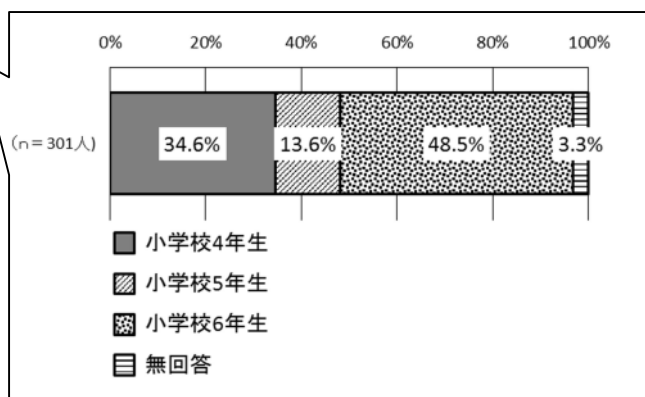


- 幼稚園における預かり保育に対する評価については、86.7%が「とても」役立っているとしています。



(4) 学童保育クラブ利用等に関する調査結果概要

- 高学年の間も「学童保育」で過ごさせたい保護者では、「小学校6年生」まで学童保育を利用させたいという回答が48.5%と半数近くを占めています。



4. グループヒアリング調査結果概要

(1) 専門支援者からのヒアリング結果

①子ども・子育て支援事業における課題について

- ショートステイ事業の利用単価で困っている保護者がいる。足立区では同様の事業における利用単価が一泊3,000円(非課税世帯ゼロ)である。
- 中学生までの医療受診の無料化のおかげで、学校としては怪我をした児童や病気の疑いのある児童の受診を保護者へ勧めることができている。
- 子育ての場面では保護者の生活スキル支援の必要を感じる。子育てに係る申請の手続きをきちんとできない保護者がいる。
- 児童虐待の問題解決の支援が単発的になっており、継続的な支援を充実させる必要がある。
- 父子家庭への支援が少ない。
- 仕事をしてきた女性が30歳代で出産して家庭でモンモンしている人が増える。これからは、そういう人に対する伴走型の支えが大切になる。
- 前例がない事案がサービスから漏れていくことを防ぐ細やかな配慮が大切。
- サービスの申請手続きができない家庭が適切なサービスを受けられない事態が発生しており、それに応ずる人手が足りない。
- 児童虐待に係る通告件数(内容はさまざま)が増え、初期対応のところの手が取られ、児童相談所が本来の問題解決に向けての相談対応ができない。
- 外国籍家庭を支援し、日本語習得に支障がある子どもの学習能力が高まらない問題がある。
- 特別支援の子どもに対する学校の評価と親の見方に大きな差が生じること。
- 子育て機関の充実と、早期発見早期対応ができるように多様な人材を活用する。
- 将来の児童相談所の整備に向けて、いまから職員を育てる方針が必要。
- 朝食を食べさせて学校へ子どもを送り出す力がない保護者を支えること。

②今後の区の取組に期待すること

- 本当に困っている人は区報を読まず、必要な情報を取得していない。例えば、Q&Aを漫画にする、カルタで必要となるサービスを表記するなどして、サービス利用者の情報取得の障壁を低くする。
- 文字ばかりでなく判り易い形で情報提供することにより、保護者が手続きに必要なことを理解し、適切な時期に手続きに至ることができるようにする。
- いつも相手に伝わることを心がけ、こちらから相手に辿りつく努力が必要。
- 当事者に安心感を抱かせる雰囲気や力を持った人を介した取組が重要である。
- サービスの申請方法や受け方などを動画で表示したり、学校と協力して低学年が描いた絵でカルタづくりで紹介するなど、視覚的にわかりやすい手法。
- 家庭が区へ相談するとき、職員の初期対応が大切で、職員の姿勢や区の態勢で相手の信頼をつくる。
- 生活保護家庭に対する区のワンストップ態勢をつくる。
- 家庭支援に活用できる資源が区内に乏しいので、区外にある資源の活用も視野に入れる。

(2) 発達に課題のある子どもの保護者からのヒアリング結果

①子ども・子育て支援事業における評価・課題について

- 子ども発達センターが定員いっぱいに入れなかった。
- 子ども発達センターを利用すると、子どもを預けて自分の時間を確保できて助かる。発達、言語、心理相談、内科健診など専門的な支えが充実している。
- 葛飾幼児グループは料金が低価で、内容が充実している。子どもにも親にも親身になってくれるので有り難い。そこに居ると子どもと向き合う時間が取れる。
- 葛飾幼児グループに行った最初の1年は小集団に慣れた実感。親子で通うので子どもの目線で話す、抱くなどの接し方を学ぶことができる。
- 葛飾幼児グループの先生が親身に接してくれたおかげでだんだん慣れて、友達との接し方を学び成長した。
- 幼稚園に通えるようになって世界が広がった。
- 療育を経て9月に途中入園した。今は平穏な状態で通園。
- 実年齢は年長だが年少になった。小学校に向けての備えに不安だが、環境を変えると子どもにストレスと考えそのまま通わせている。
- 来年も年少組と提案された。気持ちは年中組へ行かせたい。実年齢との格差に不安。
- 幼稚園に発達障害の子どもに対する理解が感じられない。

②今後の区取組に期待すること

- 子どもの障害に対して、何処の施設が何をできるのか、どういう体制なのか、わかる情報が欲しい。
- 子どもに係る情報共有について、公の施設同士の情報共有、公の施設と民の施設の情報共有がなされていない。
- 小学校以降の支えの場が少ない。何処へ相談すれば良いか判らず不安。
- 小学生になったから発達障害が解消している訳でなく、小学校以降の支えを厚くして欲しい。個別対応してくれる専門家をもっと多くして欲しい。
- 療育施設が点在しているので1箇所にとまどめて欲しい。施設巡回のバスに乗れない子どももいる。
- 療育施設が1箇所だと住む地域によっては通いづらい親もいるので、むしろ区内に点在している方がよい。

(3) 出産を控えている妊婦からのヒアリング結果

①子ども・子育て支援事業における課題について

- 現在フルタイムで働いており、産休・育休後に職場復帰を考えている。待機児童が心配。
- 出産後半年で職場復帰したいと考えているが、希望している保育園に今のところ空きがない状態。いろいろ調べると、不安が募る。
- 職場には産休や育休が取得しにくい雰囲気があり、退職せざるを得なかった。また、小さな子どもがいると再就職先も限られてきてしまうことが不安。
- 出産に向けた準備が万全でなく、家族が出張や残業などで自分一人の時に病院にどうやっていけばよいのか不安。マタニティタクシーなどもあるようだがどのように利用するのかわからない。
- 産後の母親学級などの相互の交流機会に関する情報提供が欲しい。
- 区の実施している母親学級にも参加したが、平日開催で参加しにくい。
- 区で実施している母親学級は、母親同士の交流の場として有意義。

②今後の区の実施に期待すること

- 多様なサービスや事業が行われているようだが、必要性が高まった段階でなければ具体的に確認しないので、段階的に各人のタイミングにあった情報提供があるとよい。
- 各種事業やサービスについて問合せしたくても役所は平日しか対応していないため、働いていると利用しにくい。
- 出産後は役所よりも、保健所などに行くことの方が多いので、各種の事業の案内などは保健所で行われていると気が付きやすい。
- 幅広い情報をわかりやすく提供するホームページなどの媒体を充実させることと、個々の具体的な問い合わせに的確に対処できる窓口対応の両方を充実させることが重要。
- テーマを限定したメールマガジンなどがあるとよい。また、ツイッターなども子育て支援などの分野に限定したものでないと、他の情報に埋没して有効活用できなくなる。
- まず広報を見て、それから区のホームページで確認といった形で情報を確認しているので、紙媒体の情報発信も重要。
- 公園などの緑地整備に力を入れていただけると、子育てしやすい環境づくりに取り組んでいる自治体だと評価できる。
- 補助や助成メニューなどが充実しており、子育てしやすい環境だと判断して葛飾区に転居した。子育てしやすい環境については、地域ぐるみで子どもを見守ってもらえるようなコミュニティがしっかりしていることや保育、教育、公園などの環境が整っていることなどを総合的に評価している。
- 同じような成長段階にある子どもを持つ母親同士が交流できる場があると安心できる。
- 出産後、実家に戻って実母などのサポートが受けられない場合、買物の代行など、家事援助のサービスを必要としている人もいるのではないかな。
- 待機児童がゼロだとしても、希望する園に入れないこともある。遠方の園で空きがあっても利用できない。
- 出産等に係った費用についてはあとで補助してくれる事業はあるが、実際に費用が発生した段階で補助していただけるとありがたい。
- 若い世代に対する支援が少ない。自治体によっては、若い世代から健診を利用できたり、子どもの医療費免除の対象年齢が高かったり支援が充実していた。
- 自治体ごとに支援や補助のメニューにばらつきがあるのである程度水準をそろえてほしい。

(4) 助産師からのヒアリング結果

①子ども・子育て支援事業における課題について

- 産後、家族のサポートを受けることができない人は日常生活で困っている。
- 産後、身体を休めてほしい時期にも無理して活動しなければならぬため、一時預かりなど各自治体のサポートを紹介している。しかし、家族のサポートを受けることができない人は経済面でも厳しい状況にある人が多く、有料サービスでは利用できないことも多い。
- 入院されている方は、自分と子どもの健康、家族の生活や金銭的に不安を感じている。
- 本当に日常生活を送ることが困難と判断される人については、居住地の自治体に継続的な見守りなどの依頼をしている。
- 家族などのサポートを受けることができない人は、自分から支援が必要だと意思表示することは少ない。カルテなどから判断して助産師の側から声をかけている。
- 出産後、保育園をどうするか不安という話はよく耳にする。
- 産後の生活について具体的なイメージを持っていないと自分にどのような支援が必要なのかを事前に理解することができない。支援が必要と判断される人は具体的なイメージを持っていない人が多いように思われ、ソーシャルワーカーと連携して産後の生活支援については任せている。
- 母親学級に参加する父親は育児に協力的な人が多いように思われる。
- 沐浴クラス参加者の父親の意識は高いように思われる。男性の意識が高いと母親が安心できる部分もあるが、夫婦で参加し助産師からの助言により、父親の意識や行動が変わるという効果が期待されていると感じる。

②今後の区の取組に期待すること

- 自治体の事業は利用申請から利用開始までに時間がかかったり利用対象年齢が高すぎて産後すぐに利用できないなど、利用に際しての制限が多いように思う。
- 上に兄・姉がいる場合、一時的に上の子どもの預ける必要が生じることもある。産後しばらくは本人の身体を休めることも大事なので、家事援助などの支援があるとよい。
- 妊婦は病院から情報を得る機会も多いので、自治体と病院の連携により対象者の段階に応じた効果的な情報提供ができるとよい。
- 妊婦の居住地は様々なため、助産師が近隣自治体の各種の支援事業を整理して、支援メニューの紹介を行っている。こまめに情報の更新をする余裕がないため、新規事業や施策の最新情報の提供をしてもらえるとありがたい。また、病院が産前・産後の方に合わせて必要な情報を提供できるように分類・整理された情報提供ツールを提供してもらえるとありがたい。
- 自治体事業は妊婦にあまり知られていないようなので、利用できそうなものは紹介するが、利用に必要な案内のハガキなどを無くしている人も多い。サービス利用が必要な時期に合わせた効果的な案内や情報提供が必要。
- 精神面に不安がある人は家庭等に戻ってきちんと生活していけるのか心配がある。サポートの必要性が高いと判断される場合は病院から各自治体に情報提供を行うが、自治体でどのようなサポートを行ったのかなど病院に事後情報が還元されていない。そのような情報提供があるとより効果的な支援ができるのではないかと。

5. 地域子ども子育て支援事業に関わる事業実施状況

■平成26年4月1日現在

事業名		単位	実績
1	時間外保育事業	実施箇所数 (1時間以上)	72
2	放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ)	入会児童数	3,796
		実施箇所数	79
3	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	定員	5
		実施箇所数	1
4	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	定員	10
		実施箇所数	1
5	地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば)	実施箇所数	32
6	病児・病後児保育事業	定員	36
		実施箇所数	9
7	一時預かり事業	定員	200
		実施箇所数	22
8	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	年間延べ利用人数	4,981
		会員数(サポート会員)	295
9	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	訪問件数	3,355
10	養育支援訪問事業	年間延べ利用人数	51
11	妊婦健康診査事業	延べ利用件数 (妊婦健診及び超音波健診)	43,092
		妊婦健診実施回数	14
		超音波健診実施回数	1

※子育て援助活動支援事業の状況は、平成25年度実績

6. 用語解説

索引	用語	解説
ア	ICT	Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー／情報通信技術)の略。
	アイリスシート	継続的な支援が必要な子どもに対して、幼稚園・保育園・小学校・中学校・高校と、子どもに関する必要な情報がスムーズに引き継がれ、家庭、学校、療育、医療、福祉機関等で子どもに適した支援内容を共有できるようにするためのツール。 アイリスシートには、子どもの成長や発達に関する情報、配慮事項などの情報を記載し、関係機関で情報を共有することで、一貫して継続性のある支援を行うために活用する。
イ	イクメン	「育児をするメンズ(男性)」の略語。単に育児中の男性というだけでなく、進んで育児休暇を取得するなど子育てを積極的に行う男性や、育児を楽しみ自らも成長しようとする男性、または将来的にそうありたいと考えている男性のこと。
エ	エジンバラ産後うつ問診票	エジンバラ産後うつ問診票(EPDS)は、出産後の母親がうつにかかっているかどうかを早期に発見する(スクリーニング)ために使用するもので、10項目の質問で構成される。
	M字カーブ	女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)は、学校卒業後20歳代でピークに達し、その後、結婚・出産期に当たる年代(30歳代)にいったん低下し、育児が落ち着いた時期(40歳代)で再び上昇する傾向があり、年代別の労働力率を折れ線グラフで表すと、アルファベットの「M」に似た曲線を描くことから、日本人女性の就業状況を示す言葉として「M字カーブ」と一般的に表現している。
カ	葛飾教育の日	平成23年度から葛飾区内の小・中学校において、毎月1回第2土曜日を原則として、8月を除く年間11回を「葛飾教育の日」と定め、保護者、地域の方々を対象に学校を公開している。
	家庭的保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(児童福祉法第6条の3第9項)
キ	基本指針	子ども・子育て支援新制度の下、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項などについて定め、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための指針で国が定めたもの。
	教育標準時間	1日3～4時間の幼児教育の時間。
	教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のこと。(子ども・子育て支援法 第7条)
	居宅訪問型保育事業	主に満3歳未満の保育の必要な乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(児童福祉法第6条の3第11項)
ク	行動計画策定指針	次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項、次世代育成支援対策の内容に関する事項、行動計画において達成しようとする目標、内容及び実施時期を定めるに当たって参酌すべき標準、その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項について、計画策定の際の指針として、国が定めたもの。

索引	用語	解説
コ	子ども・子育て支援新制度	平成 27 年 4 月からはじまる、「認定こども園」の普及や地域の様々な子育て支援の充実など、多様な保育の確保により、待機児童の解消に取り組む、子育て中のすべての家庭を支援する制度。子ども・子育て支援新制度では以下のような目的が掲げられている。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ○ 保育の量的拡大・確保 ○ 地域の子ども・子育て支援の充実
	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援新制度に関わる 3 つの法律を総称して子ども・子育て関連 3 法と呼ぶ。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「子ども・子育て支援法」 ○ 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」 ○ 「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」
	子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」。本区では平成 25 年 6 月に設置。
	子ども発達センター (児童発達支援センター)	児童発達支援センターは、地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。 子ども発達センターは、発達に課題のある、1 歳 6 ヶ月から就学前までのお子さんの発達を支援する葛飾区の施設名称で、児童福祉法に基づく、福祉型の児童発達支援センターに位置づけられる。 ※「児童発達支援センター」は法律用語、「子ども発達センター」は区の施設名
	雇用均等基本調査	男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握することを目的として厚生労働省が実施する調査で、統計法に基づく一般統計調査。企業・事業所を産業・規模別に層化し、一定精度を確保しつつ抽出する、層化無作為抽出法により、毎年 10 月に実施され、企業のポジティブ・アクション(女性の活躍推進)、セクシュアルハラスメントに関する取組や、事業所における育児・介護休業制度、子の看護休暇制度等に関する事項、母性保護制度等に関する事項、母性健康管理制度に関する事項、短時間正社員制度などについて調査を実施。
サ	産後うつ病	産後に発症するうつ病。
シ	支給認定	子どもの保護者が、幼稚園、保育所、認定こども園や地域型保育事業を利用する際に市町村に申請し、受ける認定のこと。保護者の申請を受けた市町村が、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。認定区分は以下の 3 つ。(子ども・子育て支援法 第 19 条) <ul style="list-style-type: none"> ○ 1号認定子ども:満 3 歳以上の小学校就学前子ども(次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。) ○ 2 号認定子ども:満 3 歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ○ 3 号認定子ども:満 3 歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章	仕事と生活の調和を推進するための「大きな方向性」を提示し、仕事と生活の調和の必要性、調和が実現した社会の姿、その実現に向けた各主体の役割を明確にするものとして、平成 19 年 12 月に関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表者等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において策定。

索引	用語	解説
シ	次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする法律(平成 15 年 7 月に公布)。
	事業所内保育事業	主に満 3 歳未満の保育の必要な乳児・幼児を対象とし、事業主が自ら設置する施設等において、事業所の従業員の子どものほか、地域の子どもの保育を行う事業。(児童福祉法第6条の3第12項)
	施設型給付費	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。市町村が確認する教育・保育施設から教育・保育を受けたときに、教育・保育に要した費用として国が定める基準により算定した費用の額から保護者の所得の状況等を勘案して市町村が定める利用者負担額を差し引いた額をいう。
	市町村子ども・子育て支援事業計画	5 年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成。(子ども・子育て支援法 第 61 条)
	小1の壁	小学校入学後の放課後対策の量の不足などにより、主に共働き家庭において、女性が仕事を辞めざるを得ない状況となる社会的な問題。
	小1問題 (小1プロブレム)	小学校に入学して間もない1年生が、「集団行動が取れない」「授業中に落ち着いて座ってられない」「話を聞かない」等の状態が数か月継続する状態。
	小規模保育事業	主に満 3 歳未満の保育の必要な乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(児童福祉法第6条の3第10項)
	小児生活習慣病	高血圧症・糖尿病・高脂血症、動脈硬化症などの生活習慣病は成人の病気とされていたが、近年は子どもにもすでに生活習慣病ないしその予備軍が増加していることから、厚生労働省はとくに子どもの生活習慣病を「小児生活習慣病」とし、予防検診等に取り組んでいる。厚生労働省では生活習慣病がすでに顕在化しているもの(第1群)、潜在している生活習慣病(第2群)、生活習慣病の危険因子がすでに小児期にみられるもの(第3群)に分類。
食事バランスガイドコマ	食事バランスガイドコマは、1日に「何を」「どれだけ」食べたらいいののかについて、コマの形のイラストの中で、料理とその組み合わせについてわかりやすく整理した食事バランスガイドを、幼児向け指導媒体として立体的に作成された組み立て式教材。	
ス	スクールカウンセラー	臨床心理士等の資格をもった学校配置の心理専門職。児童生徒の心理状況の把握や、相談の受け止めや助言、いじめ・不登校の防止等を図る職務にあっている。児童・生徒からの相談が基本であるが、子育てについて保護者からの相談も受ける。葛飾区では、小学校に週1日、中学校には週1.5～2日配置。
	スクールソーシャルワーカー	社会福祉士などの資格を有する者で、子どもを取り巻く環境に働きかけて、子どもが自分だけでは解決できないさまざまな問題の解決の支援を行う。スクールカウンセラーが子どもの心の傷を癒すために1対1で子どもの相談に乗るのが基本であるのに対して、スクールソーシャルワーカーは保護者や教員、地域社会、社会福祉施設などに働きかけて、子どもを取り囲む環境を改善することにより、問題を解決していく点に特徴がある。
タ	体外受精・顕微受精	体外受精は、体内で受精が難しいと考えられる場合に、女性の子宮から卵子を採取し、体外で精子と受精させた後、卵を子宮の中に戻す方法。 顕微受精は、顕微鏡で見ながら、細いガラス管を卵子に刺入して、卵子内に精子を注入して受精させる方法。

索引	用語	解説
タ	待機児童解消加速化プラン	待機児童の解消に向けて、平成25年度からの2年間で20万人分、平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保するため、自治体が行う保育所の整備や保育士確保などの取組に対する国の支援策。
チ	地域型保育給付費	小規模保育事業や家庭的保育事業等(地域型保育事業)への給付。「施設型給付費」の項目参照。
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(子ども・子育て支援法 第7条)
	地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法第59条の規定により定められた以下の13の事業をいう。①利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業、③妊婦健康診査、④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)、⑥子育て短期支援事業、⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)、⑧一時預かり事業、⑨延長保育事業、⑩病児保育事業、⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
テ	デンタルIQ	むし歯などの歯の病気や予防に関する知識や理解度を示すもの。歯の健康に関する知識を持つことだけでなく、正しい歯磨き習慣、定期的な歯科検診の受診などの具体的な行動を実践することでもデンタルIQを高めていくことにつながる。
ト	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は特定教育・保育施設には含まれない。(子ども・子育て支援法第27条)
	特定地域型保育事業者	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業を行う事業者」。
	特定事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき特定事業主(国や地方公共団体等)が策定する、職員の仕事と家庭の両立を支援する行動計画のこと。一方、国や地方公共団体等以外の者を一般事業主といい、そのうち常時雇用する労働者が100人を超える企業は、「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられている。
	特定妊婦	出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。
	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援法第62条の規定により、市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や広域的な調整、市町村に対する必要な助言及び適切な援助、専門性の高い施策などについて取りまとめた、都道府県が策定する計画。
ニ	認定こども園	学校教育・保育及び地域における子育て支援を一体的に提供する施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型がある。特に幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の認可施設となる。
ハ	バリアフリー	障がいのある人や高齢者などの社会的弱者が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去すること。物理的障壁だけでなく、より広く社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去するという意味でも用いられる。
ホ	保育短時間認定	保育が必要となる事由が保護者の就労(月48時間以上120時間未満)の場合に該当し、1日あたり8時間までの保育利用に対応する。
	保育標準時間認定	保育が必要となる事由が保護者の就労(月120時間以上)の場合に該当し、1日あたり11時間までの保育利用に対応する。
ミ	未婚化・非婚化・晩婚化	未婚化とは結婚する人が少なくなり、生涯独身で暮らす人が増えることで、個人の価値観などから結婚しないことを選択する人が増えることを非婚化。晩婚化とは、結婚する年齢が遅くなること。

葛飾区
子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

発行 葛飾区
〒124-8555
東京都葛飾区立石5-13-1
電話 03-3695-1111 (代表)